

# 組長事務必携

寺院活動支援部

＜連区・教区・組担当＞



# 組長事務必携 目次

## 第1章 組の概要

1. 組の目的	1 頁
2. 組長、組会、副組長	1 頁
3. 組事務所	1 頁
4. 組の経費	2 頁

## 第2章 組長について

1. 組長の任命	2 頁
2. 組長（副組長）になることができない者	2 頁
3. 組長の任期	3 頁
4. 組長の職務	3 頁
5. 組の賦課金	5 頁
6. 教務所長への報告事項	5 頁
7. 総局への報告事項	5 頁
8. 組長の退職手続	5 頁
9. 組長が事故又は欠けたとき	6 頁
10. 組長の解職	6 頁
11. 職務輪替（組長輪替）	6 頁

## 第3章 組長選挙と任命申請について

1. 組長選挙（組会）の期日	7 頁
2. 組長選挙（組会）期日の通知と手続き	8 頁
3. 組長選挙の方法	8 頁
4. 選挙録の作製	8 頁
5. 組長の任命申請	8 頁

## 第4章 副組長について

1. 副組長の任命	9 頁
2. 副組長の職務	9 頁
3. 副組長の退職	9 頁

第5章 組会について	
1. 組会の組織	10頁
2. 組会の成立（定足数・議決数）	10頁
3. 組会の開催及び招集	10頁
4. 開催前の注意事項	11頁
5. 組会の議決	11頁
6. 組会で行う選挙	11頁
第6章 組会議員について	
1. 組会議員の選定と届出	11頁
2. 組会議員名簿の取り扱い	13頁
第7章 組協議会について	
1. 組協議会の組織	13頁
2. 組協議員の任期	14頁
3. 組協議員の職務	14頁
第8章 宗会議員選挙人名簿謄本の取り扱いについて	
1. 僧侶宗会議員選挙人名簿謄本への記載事項	14頁
2. 選挙人名簿謄本縦覧の通知	14頁
3. 選挙人名簿謄本の縦覧措置	15頁
4. 選挙人名簿の訂正の申立て	15頁
5. 監正局審査委員会への審理請求	16頁
6. 審査委員会の審決による選挙人名簿の訂正手順	16頁
7. 選挙人名簿の確定期日並びに据置期間	16頁
8. 選挙に用いる選挙人名簿	16頁
第9章 教区会議員の選挙について	
1. 教区会議員の条件	17頁
2. 教区会議員選挙の期日	18頁
3. 教区会議員選挙期日の告示	18頁
4. 選挙の方法	18頁

5. 選挙の事前準備	18 頁
6. 選挙の進行	19 頁
7. 再選挙	20 頁
8. 選挙終了後の手続き	21 頁
9. 選挙に関する訴訟	22 頁
10. 教区会議員の欠員に伴う補欠選挙について	22 頁

## 第10章 組事務所備付の表簿類

1. 組の備付表簿類	23 頁
2. 事務引継	23 頁

## 第11章 組画の変更について

1. 組画の編成と変更について	23 頁
2. 編入されている組の変更について	24 頁
3. 編入されている組の変更手続きについて	24 頁

## 【参考資料】

### 1. 関係様式

[様式1]	「組事務所届」	26 頁
[様式2]	「連絡先変更届」	27 頁
[様式3-1]	「組長任命申請書」	28 頁
[様式3-2]	「組長選挙録」	29 頁
[様式3-3]	「組会（組会議員）出席者名簿」	30 頁
[様式3-4]	「組長就任受諾書」	32 頁
[様式3-5]	「組長退職願」	33 頁
[様式4-1]	「組長代行届」	34 頁
[様式4-2]	「就任受諾書」	35 頁
[様式4-3]	「組長代理届」	36 頁
[様式5-1]	「副組長推薦書」	37 頁
[様式5-2]	「副組長就任受諾書」	38 頁
[様式5-3]	「副組長解職願」	39 頁

[様式 6]	「組会議員選定届」	40 頁
[様式 7]	「組会議員変更届」	41 頁
[様式 8]	「組会議員名簿（記載例）」	42 頁
[様式 9]	投票用紙	43 頁
[様式 10 - 1]	「僧侶教区会議員選挙報告」	44 頁
[様式 10 - 2]	「僧侶教区会議員選挙録」	45 頁
[様式 10 - 3]	「僧侶教区会議員就任受諾書」	46 頁
[様式 10 - 4]	「門徒教区会議員選挙報告」	47 頁
[様式 10 - 5]	「門徒教区会議員選挙録」	48 頁
[様式 10 - 6]	「門徒教区会議員就任受諾書」	49 頁
[様式 11]	「○○組組長事務引継書」	50 頁
[様式 12 - 1]	「転出願」	51 頁
[様式 12 - 2]	「転出同意書」	52 頁
[様式 12 - 3]	「編入願」	53 頁
[様式 12 - 4]	「編入同意書」	54 頁
[様式 12 - 5]	「A組 組会議決報告」	55 頁
[様式 12 - 6]	「A組 組会議事録」	56 頁
[様式 12 - 7]	「B組 組会議決報告」	57 頁
[様式 12 - 8]	「B組 組会議事録」	58 頁

## 2. 関係法規

(1) 教区規程	59 頁
(2) 教区会規程	68 頁
(3) 組会規程	73 頁
(4) 組会規程施行条例	75 頁
(5) 願記等取扱条例	76 頁
(6) 冥加金規程	77 頁
(7) 宗務員規程（抜粋）	81 頁
(8) 宗務員冥加金規程（抜粋）	82 頁
(9) 法規通則（抜粋）	82 頁
(10) 賦課金規程（抜粋）	82 頁

# 第1章 組の概要

## 1. 組の目的

地方における宗務の運営を円滑にし、宗門の目的達成を図るため、地方を区分して教区、教区を区分して組を設けます。 (宗法第40条第1項・宗規第14条第1項)

### [組の目的]

一般寺院及び非法人寺院を中心とする僧侶と門徒の強固な結合と、一般寺院及び非法人寺院相互の緊密な組織の発達とを促進し、伝道教化の実をあげること。

(教区規程第2条)

### [宗門の目的]

この宗門は、親鸞聖人を宗祖と仰ぎ、門主を中心として、宗制を遵守する個人並びに本山その他寺院及び団体を包括し、浄土真宗の教義をひろめ、法要儀式を行い、僧侶、寺族、門徒、信徒その他の者を教化育成し、自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献することを目的とする。 (宗法第2条)

## 2. 組長、組会、副組長

組に、組長及び組会を置きます。また、必要があるときは3人以内の副組長を置くことができます。 (教区規程第4条)

※組長については・・・「第2章 組長について」(2頁)を参照

※組会については・・・「第5章 組会について」(10頁)を参照

※副組長については・・・「第4章 副組長について」(9頁)を参照

## 3. 組事務所

組における事務を処理するため、組事務所が設置されます。 (教区規程第12条第1項)

### (1) 組事務所の位置

組事務所の位置は、組会の議決により決定します。 (教区規程第12条第2項)

### (2) 組事務所の届出

組事務所の位置は、特に報告が無い限り、組長の所属する寺院の住所で登録の処理をしますので、組事務所が組長の所属する寺院の場合は、届出の必要はありません。

組事務所の位置が組長の所属する寺院以外となる場合において、組長は、「組事務所届」を、教務所長を経て、総局宛に届出ます。

[様式1] 「組事務所届」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26頁参照

### (3) 組事務所の連絡先変更

組事務所の位置はそのままで、連絡先を変更したとき、組長は、「連絡先変更届」を、教務所長を経て、総局宛に届出ます。

[様式2] 「連絡先変更届」・・・・・・・・・・・・・・・・27頁参照

(4) 組事務所の職員について

組事務所には、必要によって書記を置くことができます。

書記は、上職（組長）の指揮監督を受けて、所務に従事します。

(教区規程第24条)

#### 4. 組の経費

(1) 組の経費には、組賦課金（組費）、各種交付金、その他の収入を充当します。

(教区規程第5条)

※その他の収入・・・願記手数料等

(教区規程第19条)

(2) 組長改選に伴い、組への教化助成費及び組事務費の振込口座を変更される場合は、毎年寺院活動支援部＜一般寺院担当＞より配付される『勧励要綱』に記載の「振込口座変更報告書」を上記部署宛ご提出ください。

## 第2章 組長について

### 1. 組長の任命

組長は、組内的一般寺院又は非法人寺院（以下「寺院」という。）に所属する僧侶の中から、組会において選挙された者について、総局が任命します。（教区規程第13条）

なお、組長は宗務員（第3種宗務員）となります。（副組長も同じです。）

(宗務員規程第3条第4項第1号)

※組長選挙について・・・「第3章 組長選挙と任命申請について」（7頁）を参照

### 2. 組長（副組長）になることができない者

次に該当する者は、組長・副組長になることができません。

(1) 欠格

- ① 軽戒以上の懲戒処分を受け、その決行を終るまで、又は決行を受けることがなくなるまでの者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 心身の故障によりその職務を行うに当つて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ④ 破産者で復権を得ていない者

(宗務員規程第5条第3項・宗規第13条第2号から第5号準用)

⑤ 賦課金を滞納している寺院に所属する者

(宗務員規程第5条第3項)

(2) 兼任の禁止

① 教区会議員

(教区会規程第48条の2)

② 宗会議員

(宗会議員選挙規程第4条第1項)

③ 選挙管理委員会委員

(選挙管理委員会規程第6条第1項)

- ④ 選挙監視員 (選挙管理委員会規程施行条例第7条・選挙管理委員会規程第6条第1項準用)
- ⑤ 特別審事、審事、会計検査員及び監事 (監正局組織規程第4条)
- (3) その他
- ① 住職代務は、代務する寺院の僧侶として、組長及び副組長に就任できない。  
(寺院規程第9条第4項)
- ② その他 (他の規則で制限されているもの)

また、組長・副組長は宗務員であるため、宗會議員選挙において一切の選挙運動をしてはなりません。 (宗會議員選挙規程第37条、宗會議員選挙規程施行条例第50条第4項)  
よって、選挙事務長・選挙事務員になることはできません。

### 3. 組長の任期

組長の任期は4年で、任命された日から起算しますが、欠員の補充により任命された組長の任期は、前任者の残任期間となります。

現組長の任期は、2024（令和6）年4月1日～2028（令和10）年3月31日までの4年ですが、この期間中に組長に欠員ができ、補欠選挙を経て任命された組長の任期につきましても、2028（令和10）年3月31日までとなります。

なお、組長は、任期が満了しても、後任者が決定するまで組長の職務を行います。

(教区規程第14条)

### 4. 組長の職務

#### (1) 組長の責務

組長は、常に総局及び教務所長と緊密な連絡を図り、組内の寺院と連携して、組の円滑な宗務の運営に努めます。 (教区規程第17条)

#### (2) 副組長の推薦

※副組長の推薦については・・・「第4章 副組長について」（9頁）を参照  
(教区規程第22条第1項)

#### (3) 組長の職務権限

組長は、次の事項を行います。 (教区規程第18条)

- ① 「御同朋の社会をめざす運動」組委員会に関すること
- ② 法要儀式に関すること
- ③ 一般寺院、非法人寺院、団体、僧侶、坊守、寺族及び門徒に関すること
- ④ 総局又は教務所長への諸願記その他の書類の調査及び進達に関すること
  - a. 提出された願記等を正確に調査します。
  - b. 寺院及び申請人が賦課金未納の場合は、賦課金納入後に進達します。  
〔註〕賦課金規程第24条（願記の不受理）・・・82頁参照
  - c. 様式及び添付書類が定められている場合は、整備させて進達します。

d. 差支えがないときは、奥書・奥印（組長印）をして、教務所長を通じて総局に進達します。

[奥書の例]

1) 願記

以上差し支えありませんから奥印します。

組長

氏

名

印

2) 届書

以上の通り相違ありませんから奥印します。

組長

氏

名

印

e. 差支えがあるときは、奥書・奥印をせず、別に「意見書」を添えて進達します。

f. 必要があるときは、「副申書」を添付することができます。

(願記等取扱条例第3条)

⑤ 組会及び組協議会に関すること

※組会については・・・「第5章 組会について」(10頁)を参照

※組協議会については・・・「第7章 組協議会について」(13頁)を参照

⑥ 予算案及び決算報告その他の議案の組会への提出に関するこ

⑦ 選挙に関するこ

(組会規程第6条第2項)

a. 組会議長及び副議長選挙

※組会議長及び副議長については、各1人とし、その都度出席者の互選による者がこれに当たります。 (組会規程第5条)

b. 組長選挙

(教区規程第15条)

c. 教区会議員選挙

(教区会規程 第7章 教区会議員選挙)

d. 組協議員選挙

(組会規程第7条第2項)

e. その他諸法規で定められた選挙

⑧ 諸法規の通達に関するこ

a. 法規、消息、宗告、布告、告示の発布は、『宗報』に掲載して行われます。組長は『宗報』を受領したときには、組事務所に15日以上掲示することが規定されています。 (法規通則第21条第2項)

b. その他必要な事項は、その都度組内寺院へ通達（通知）することとなります。

⑨ 宗門、教区及び組の賦課金の整理及び徴収に関するこ

[宗派賦課金納付の奨励]

組内寺院が賦課金を納付期間内に完納できるよう奨励します。

(賦課金規程第21条第2項)

※組の賦課金については・・・本章の「5. 組の賦課金」(5頁)を参照

⑩ 財務に関するこ

[組長の願記手数料徴収]

a. 総局又は教務所長への諸願記等に対し、手数料を徴収することができます。

b. 諸願記等の種別は、冥加金規程（77頁参照）の別表を準用します。

c. 願記手数料は、上記b.の冥加金規定額の2割をこえることができません。

(教区規程第19条・同規程第7条の2第2項準用)

- (11) 教化及び公益その他の事業並びにその施設に関すること
- (12) その他必要なこと

## 5. 組の賦課金

組長は、組の賦課金に関する事項については、予め組会の議決を経、教務所長の承認を得て決定します。

(教区規程第20条第1項)

[組の賦課金の種類] 普通賦課金及び特別賦課金の2種

- (1) 普通賦課金・・・組の経常の経費に充当するものとし、組会の議決で定めます。
- (2) 特別賦課金・・・以下の場合において、教務所長の承認を得て設定することができます。

- ① 普通賦課金をもって経費に充当しがたい特別の事由がある場合
- ② 特別の法要を行う場合
- ③ 特別の事業を行う場合

(教区規程第20条第2項・教区規程第8条第2項から第4項準用)

## 6. 教務所長への報告事項

組長は、次の事項について、速やかに教務所長に報告しなければなりません。

- (1) 組会及び組協議会の議事の概要並びに議決した事項
- (2) 組會議員及び教区会議員に関する事項
- (3) 教務所長の要請に対する処置
- (4) その他必要な事項

(教区規程第21条)

## 7. 総局への報告事項

組長は、次の事項について、速やかに教務所長を通じて総局に報告しなければなりません。

- (1) 総局の要請に対する処置について
- (2) 組長として特に総局に報告の必要があると認める事項

(教区規程第21条第2項)

## 8. 組長の退職手続

任期中に組長が退職するときは、後任組長の選任に関する次の手続きを行います。但し、新たに組長が任命されるまでは、その職務を行うこととなります。

(教区規程第16条)

- (1) 組会の招集
- (2) 後任組長の選挙
- (3) 後任組長の任命申請（総局宛の自身の退職願を添付）

#### ※組長選挙と任命申請について

・・・「第3章 組長選挙と任命申請について」(7頁)を参照

[註] 副組長は、組長の退任日をもって退任となります。(退職届は不要です。)

### 9. 組長が事故又は欠けたとき

#### (1) 組長に事故がある場合

副組長が、その職務を代行します。

但し、2人以上の副組長がある場合には、組長が指名した副組長があたります。

この場合、組長は「組長代行届」を、教務所長を経て、総局宛に届出ください。

(教区規程第22条第3項)

[註] 組長宛文書の宛先を組長代行宛に変更する場合は、組長代行からの  
「連絡先変更届」[様式2]の提出が必要となります。

[様式4-1]「組長代行届」・・・34頁参照

[様式4-2]「就任受諾書」・・・35頁参照

#### (2) 組長が欠けた場合

副組長は退職となります、後任の組長が決定するまで、その職を代理します。

(教区規程第23条第1項)

[註] 2人以上の副組長がある場合には、副組長の互選によって組長の職務  
を代理する者を選び、「組長代理届」を作成し、教務所長を経て総局に  
届出します。

[様式4-3]「組長代理届」・・・36頁参照

#### (3) 組長及び副組長が共に欠けた場合又は組長及び副組長が共に事故にある場合

教務所長は、速やかに臨時に組長代理を任命します。

(教区規程第23条第2項)

#### (4) 組長が欠けた場合の組長選挙

副組長(組長代理)又は臨時の組長代理は、組長の職務を代理した日から2か月以内に組長選挙を行わなければなりません。

(教区規程第23条第3項)

[註]「組長が欠けた場合」とは、次に該当した場合をいいます。

- ① 組長が死亡したとき
- ② 本章「2. 組長になることができない者」に該当したとき
- ③ 後述の「10. 組長の解職」に該当したとき

### 10. 組長の解職

総局は、組長が次の事項に該当したときは、任期中であっても解職する場合があります。

(1) 総局又は教務所長の指示に従わず、組長として不適任であると総局が認めたとき

(2) 当該組の組会議員の3分の2以上が連署して組長の解職を請求したとき

(教区規程第16条の2)

### 11. 職務輪替（組長輪替）

(1) 任期満了に伴う組長改選時において、教務所長(沖縄特区においては沖縄県宗務事務所長)を通じ新任組長に交付します。

- (2) 再任組長については、当初交付の輪袈裟を継続使用することを原則とします。
  - (3) 任期中の組長退任に伴い就任した組長は、前任者の輪袈裟を継続して使用します。
  - (4) 任期満了による組長改選時、組長が新たに就任した場合において、前任者の使用した輪袈裟は、組事務所において保管もしくは処分をすることとなります。
- [註] 副組長が着用する職務輪袈裟への公印押印(浄土真宗本願寺派之印)については、組長が「押印申請書」に必要事項を記載し、法衣店に依頼します。法衣店は、組長からの申請書をもって、宗務所(寺院活動支援部)に当該副組長の職分を照会し、押印を得た輪袈裟を申請者に引き渡します。

## 第3章 組長選挙と任命申請について

組長は、組内寺院に所属する僧侶の中から、組会において選挙されたものについて、総局が任命します。  
(教区規程第13条)

※組会については・・・「第5章 組会について」(10頁)を参照

### 1. 組長選挙(組会)の期日

- (1) 任期満了に伴う組長選挙の期日

任期(4年)が満了した日の翌日

[註] ① 任期満了日の翌日に組長選挙を行うことが困難である場合

組長の任期満了日の前30日以内に選挙を行うことができます。

(教区規程第15条第1項)

② 後任者(組長)が決まらない場合

組長は、任期が満了しても、後任者(組長)が決定するまで、な  
お職務を行わなければなりません。  
(教区規程第14条第2項)

- (2) 任期中に退職する場合の組長選挙の期日

組長が組会を招集した日

[註] ① 組長の任命日は、組長選挙の日付で事務処理されます。

② 補欠選挙による後任組長の任期は、前任者の残任期間となります。

(教区規程第14条第1項)

③ 組長は、後任の組長が任命されるまで、組長の職務を行います。

(教区規程第16条)

- (3) 組長が欠けた場合の組長選挙の期日

副組長が、組長の職務を代理した日から2か月以内

[註] 副組長は、組長が欠けたときは、退職しなければなりませんが、後任  
組長が決まるまで組長の職務を代理します。

(教区規程第23条第1項・第3項)

- (4) 組長・副組長が共に欠けた場合の組長選挙の期日

教務所長が任命した臨時の組長代理が、組長の職務を代理した日から2か月以内

(教区規程第23条第2項・第3項)

## 2. 組長選挙（組会）期日の通知と手続き

組長選挙は、組会にて行われることとなります。 (教区規程第13条)  
※組会の期日の通知と手続き・・・「第5章 組会について」(10頁)を参照

## 3. 組長選挙の方法

組長選挙の方法については、教区会議員選挙の方法を例とします。  
※教区会議員選挙の方法・・・「第9章 教区会議員の選挙について」(17頁)を参照

## 4. 選挙録の作製

組長選挙終了後、次の各事項を記載した「選挙録」[様式3-2](29頁参照)を作製します。

- (1) 選挙の場所と日時
- (2) 出席した組会議員の氏名、所属寺及び僧侶、門徒の別
- (3) 投票の総数
- (4) 有効と無効の各投票数
- (5) 得票者の氏名とその得票数
- (6) 当選人の氏名、住所、所属寺
- (7) 立会人の氏名

※立会人は、出席組会議員の中から2人選出されます

- (8) 選挙人に関する組長と立会との意見 (選挙の進行及び効力等)
- (9) その他必要な事項

[註] 選挙録には、組長（組会招集者）と立会人（2人）が署名・捺印します。

(教区会規程第44条第1項準用)

## 5. 組長の任命申請

- (1) 選挙終了後、教務所長を経て、直ちに総局宛に組長任命申請を行います。

[申請書類] [様式3-1] 「組長任命申請書」・・・・・・・・・・・・ 28頁参照

[添付書類] ①[様式3-2] 「組長選挙録」・・・・・・・・・・・・ 29頁参照

②[様式3-3] 「組会(組会議員)出席者名簿」・・・・ 30頁参照

③[様式3-4] 「組長就任受諾書」・・・・・・・・・・・・ 32頁参照

※④[様式3-5] 「組長退職願」 (組長が途中退職する場合に限ります)  
・・・・ 33頁参照

[申請者] 組会を招集した組長（組長代行又は組長代理）

- (2) 組長任命申請と同時に副組長の推薦手続きを行う場合は、新たに選挙された組長が副組長の推薦書類を作成し、上記(1)の組長任命申請書類と同時に総局宛提出します。

※副組長推薦書類について・・・「第4章 1. 副組長の任命」(9頁)を参照

## 第4章 副組長について

### 1. 副組長の任命

副組長は、組内寺院に所属する僧侶の中から、組長が推薦した者を総局が任命します。  
(教区規程第22条第1項)

[註1] (1) 副組長は、宗務員（第3種宗務員）となります。

(宗務員規程第3条第4項第1号)

※副組長になることができない者については

・・・「第2章 2.組長(副組長)になることができない者」(2頁)参照

(2) 3人以内の副組長を置くことができます。 (教区規程第4条第2項)

[手続書類]

①[様式5-1] 「副組長推薦書」・・・・・・・・・・・・・・・・ 37頁参照

②[様式5-2] 「副組長就任受諾書」・・・・・・・・・・・・ 38頁参照

[註2] 副組長が途中退任する場合は、「副組長解職願」に、副組長作成の、総局宛の「退職願」を添付します。

・・・・・・・・本章の「3.副組長の退職」(本頁)を参照

[註3] 副組長が、組長の退任に伴い退任した後、もう一度副組長の職に就く場合においても、新組長による副組長推薦手続きが必要となります。

### 2. 副組長の職務

副組長は、組長を助けて組内の事務を処理します。 (教区規程第22条第2項)

(1) 組長に事故があるときは、組長の職務を代行します。 (教区規程第22条第3項)

(2) 組長が欠けたときは、後任の組長が決定するまで、組長の職務を代理します。  
(教区規程第23条第1項但書)

(3) 組長が欠け、組長の職務を代理した副組長は、選任された日から2か月以内に組長選挙を行うこととなります。 (教区規程第23条第3項)

※組長の選挙については

・・・「第3章 組長選挙と任命申請について」(7頁)を参照

[註] 副組長の組長代理及び代行の手続きについては、「第2章 9. 組長が事故又は欠けたとき」(6頁)を参照

### 3. 副組長の退職

(1) 副組長は、組長が欠けたときは退職しなければなりません。

[註] 但し、副組長は後任の組長が決定する(副組長が組長の職務を代理した日から2か月以内に組長選挙を行う。)までは組長の職務を代理します。

(教区規程第23条第1項)

(2) 副組長を途中退職する場合の手続き

① 任期途中に退職する副組長は、総局宛の「退職願」を作成し、組長に提出します。

- ② 組長は、総局宛の「副組長解職願」〔様式5－3〕(39頁参照)を作成し、副組長から提出された「退職願」を添付し、教務所長に提出します。(教務所長は総局宛進達します。)

## 第5章 組会について

### 1. 組会の組織

#### (1) 組会

組内の寺院（所在の直轄寺院及び直属寺院を含む。）から、その代表として選定された僧侶及び門徒各1人の組会議員により組織します。

(組会規程第1条第1項)

※組会議員の選定方法については

・・・「第6章 組会議員について」(11頁)を参照

#### (2) 組会議長及び副議長

組会の議長及び副議長（各1人）は、組会の都度、出席者の互選により決定します。

(組会規程第5条)

### 2. 組会の成立（定足数・議決数）

組会は組会議員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決定します。

(組会規程第1条第2項)

[註] 地勢の関係その他特別の事情のため、組会議員2分の1以上の出席を得ることができないと予測される組に限り、組長が事前に教務所長の承認を得ることにより、3分の1以上の出席によって組会が成立します。

(組会規程第1条第3項)

### 3. 組会の開催及び招集

#### (1) 組会の開催・・・組長は、毎年1回組会を開催します。

但し、必要があるときは2回以上開催することができます。

(組会規程第2条第1項)

[註] ① 組長に事故があるとき又は欠けたときは、副組長(組長代行又は組長代理)が組長に代わって招集します。

(組会規程第2条第3項)

② 組長・副組長が共に事故があるとき又は欠けたときは、教務所長が任命する臨時の組長代理が招集します。

(組会規程第2条第4項)

#### (2) 開催の通知時期・・・組会開催期日の10日前まで

(但し、臨時・緊急に開催の必要があるときは、開催を決定した日から速やかに通知します。)

#### (3) 開催の通知先・・・組内の各寺院

(4) 開催の通知内容・・・①開催日時 ②開催場所 ③会期  
(組会規程第2条第2項)

#### 4. 開催前の注意事項

次の事項に該当するものは、組会に出席できません。組長は、組会招集の当日、出席者について次の事項にかかる確認を行い、該当するものに対して、組会への出席を拒否しなければなりません。  
(組会規程施行条例第4条・第5条)

(1) 組会議員名簿に記載されていないもの

※組会議員名簿については「第6章 2. 組会議員名簿の取り扱い」(13頁)を参照

(2) 組会議員名簿に記載されているもので組会議員の欠格事項に該当するもの

※組会議員の欠格事項については「第6章 1. (3) 組会議員の欠格」(12頁)を参照

#### 5. 組会の議決

(1) 議事は組会出席者の過半数の賛成により決定します。 (組会規程第1条第2項)

(2) 組会は次の事項を議決します。 (組会規程第6条第1項)

- ① 教学の振興及びその実動並びに公益に関する事項
- ② 他組との協同事業及び組の重要な事業に関する事項
- ③ 組の予算、決算及び賦課金に関する事項
- ④ 組事務所の位置に関する事項
- ⑤ 門徒講に関する事項
- ⑥ その他諸法規に定められた事項及び必要な事項

#### 6. 組会で行う選挙

組会は、次の選挙を行います。 (組会規程第6条第2項)

- (1) 組会議長及び副議長選挙・・・・・・「第5章 1. 組会の組織」(10頁)を参照
- (2) 組長選挙 ・・・・・・「第3章 組長選挙と任命申請について」(7頁)を参照
- (3) 教区会議員選挙 ・・・・・・「第9章 教区会議員の選挙について」(17頁)を参照
- (4) 組協議員選挙 ・・・・・・「第7章 組協議会について」(13頁)を参照
- (5) その他諸法規で定められた選挙

## 第6章 組会議員について

#### 1. 組会議員の選定と届出

(1) 組会議員の選定

寺院は、住職、住職代務、衆徒及び門徒の中から、僧侶及び門徒各1人を選定します。 (組会規程第3条第1項)

[註1] 住職代務について、当該組以外の組に所属する僧侶であっても、組会議員に選定することができます。

[註2] 直轄寺院・直属寺院については、当該寺院の僧侶たる職員及び門徒

のうちから、僧侶及び門徒各1人の組会議員を選定することとなります。  
(組会規程第3条第1項但書)

(2) 組会議員の選定方法

- ① 住職（又は住職代務）と門徒総代との協議により選定します。  
(組会規程施行条例第1条第1項)
- ② 住職（又は住職代務）が欠けているときは、後任の住職（又は住職代務）が任命されるまで、副住職又は寺族代表者と門徒総代との協議により選定します。  
(組会規程施行条例第1条第2項)

(3) 組会議員の欠格

僧侶又は門徒で、次の項目のいずれかに該当する者は、組会議員になることができません。

- ① 年齢20歳未満の者
- ② 心身の故障によりその職務を行うに当って必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産者で復権を得ていない者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終らない者及び執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 僧侶で軽戒以上の宗門懲戒に処せられ、その執行を終らない者及び執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑥ 門徒で帰敬式を受けていない者
- ⑦ 門徒で宗門懲戒の罷職又は失格に処せられ決行中の者
- ⑧ 門徒で宗門懲戒の欠格に処せられ、その決行を終らない者及び決行を受けることがなくなるまでの者

(組会規程第4条)

(4) 組会議員の選定届出

寺院は組会議員選定後、組長に「組会議員選定届」を提出します。

- ① 届出者・・・住職又は住職代務（住職又は住職代務が欠けている場合は副住職又は寺族代表者）・門徒総代（門徒総代の互選された者）
  - ② 届出先・・・組長
  - ③ 届出期限・・・毎年最初の組会が招集される日まで
  - ④ 届出書類・・・[様式6]「組会議員選定届」（40頁参照）
- (組会規程第3条第1項、組会規程施行条例第1条)

(5) 組会議員変更の届出

寺院は、次の事項に該当したときは、新たに組会議員を選定し、組長に届出ます。

- ① 組会議員が死亡及び辞任その他の理由で欠けたとき
- ② 組会議員が組会議員の欠格事項〔本章1. (3) 組会議員の欠格（本頁）〕

を参照] のいずれかに該当したとき

※届出書類・・・[様式7]「組会議員変更届」(41頁参照)

(組会規程施行条例第2条)

## 2. 組会議員名簿の取り扱い

(1) 作製者・・・組長

(2) 当初作製時期・・・毎年最初の組会開催日

(3) 名簿様式・・・[様式8]「組会議員名簿(記載例)」(42頁参照)

(4) 保管期間・・・翌年の最初の組会が招集される日の前日まで

(組会規程第3条第2項・組会規程施行条例第3条第1項)

(5) 組会議員名簿作製の手順

① 組長は、組内寺院からの「組会議員選定届」を受けます。

② 届出のあった組会議員について、組会議員の欠格事項に該当するか否かを調査します。

※組会議員の欠格事項については

・・・「本章1.(3)組会議員の欠格」(前頁)を参照

③ 上記②(組会議員の欠格)に該当しないものについて「組会議員名簿」に記載します。

[註] 組長は、組会議員変更の届出があったときは、上記①～③と同様の手順にて「組会議員名簿」の変更を行います。

(組会規程施行条例第3条第2項)

## 第7章 組協議会について

### 1. 組協議会の組織

組会に協議会を設けます。

(組会規程第7条第1項)

(1) 協議会の組織

会長・・・組長

協議員・・・①副組長

②組会で選出された組内の各寺院に所属する僧侶及び門徒

(直轄寺院及び直属寺院にあっては、当該寺院の僧侶たる職員及び門徒)

(組会規程第7条第2項)

(2) 協議員(副組長を除く)の定員

協議員(副組長を除く)の定員は、組内の一般寺院及び非法人寺院数の4分の1とします。

(組会規程第7条第3項)

[註] 端数は1人とし、4分の1で2人に達しないときは、2人とします。

《例》組内の寺院が30か寺の場合。  $30 \div 4 = 7.5$

端数0.5は1人とすることから、 $7 + 1 = 8$ 人となります。

## 2. 組協議員の任期

協議員の任期は2年です（選出された日から起算します）。

（組会規程第8条）

## 3. 組協議員の職務

- (1) 組会の議決を経て委任された事項
- (2) 総局及び教務所長の指令による事項
- (3) その他組長の提案する事項

（組会規程第9条）

# 第8章 宗会議員選挙人名簿謄本の取り扱いについて

## 1. 僧侶宗会議員選挙人名簿謄本への記載事項

選挙人とは、選挙権を有する人のことです。僧侶で、20歳以上の者が選挙権を有します。組長は、地方選挙管理委員会（以下「地方選管委員会」という。）から、僧侶宗会議員選挙人名簿謄本の送付を受けたときは、当該謄本に次の事項を記載します。

- (1) 保管受理日
- (2) 縦覧の期日及び場所 （宗会議員選挙規程施行条例第2条第4項）
- (3) 選挙人名簿謄本保管者（組長）の署名及び組長公印の押印

〔参考〕選挙人名簿謄本の流れ（中央選挙管理委員会→地方選管委員会→組長）

- ① 選挙人名簿は、中央選挙管理委員会（以下「中央選管委員会」という。）が、毎年4月30日までに、4月1日現在における宗会議員選挙規程第1条及び第3条に該当する僧侶（20歳以上で、選挙権失権事項に該当しないもの）の資格を調査し、各組ごとに作製します。 （宗会議員選挙規程第10条）
- ② 中央選管委員会は、選挙人名簿作製後、直ちにその謄本を2通作り、地方選管委員会に送付します。 （宗会議員選挙規程第11条第1項）
- ③ 地方選管委員会は、中央選管委員会から選挙人名簿謄本の送付を受けたときは、その1通に受理した年月日を記載して保管し、他の1通は各組ごとに組長に送付し、次の事項について指示します。
  - a. 縦覧の期日（5月15日より5月末日まで）
  - b. 縦覧の場所
  - c. その他必要な事項（組長は5月10日までに縦覧の場所と時間とを組内各寺院に通知する。） （宗会議員選挙規程施行条例第2条第3項）

## 2. 選挙人名簿謄本縦覧の通知

組長は、地方選管委員会より交付された選挙人名簿謄本縦覧の期間と場所等について

通知します。

- (1) 通知期限 每年5月10日まで
- (2) 通知先 組内の各寺院
- (3) 通知内容 名簿縦覧の期間、場所及び時間

(宗会議員選挙規程第12条第2項)

### 3. 選挙人名簿謄本の縦覧措置

組長は、次の通り選挙人名簿を縦覧させます。

- (1) 名簿縦覧期間 每年5月15日から5月末日までの間
- (2) 縦覧対象物品 地方選管委員会の交付した選挙人名簿の謄本
- (3) 縦覧対象者 組内の各寺院に所属する選挙人

(宗会議員選挙規程第12条第1項)

[註]縦覧時においては、選挙人は名簿の押印欄へ押印しません。

### 4. 選挙人名簿の訂正の申立て

選挙人は、選挙人名簿（以下「名簿」という。）に脱落または誤載があるときは、その訂正を申し立てることができます。

- (1) 訂正申立ての理由
  - ① 名簿に脱落があるとき
  - ② 名簿に誤載があるとき
- (2) 訂正申立ての期間  
名簿縦覧期間内（5月15日から5月末日までの間）
- (3) 訂正申立ての方法  
文書をもってその理由（脱落又は誤載）を明らかにし、中央選管委員会に対し、訂正を申立てます。

(宗会議員選挙規程第13条第1項)

#### (4) 申立人

選挙人又は次に該当する役職の者は、必要のある場合において、選挙人に代わって申立てをすることができます。

- ① 組長
- ② 地方選管委員会事務長
- ③ 地方選管委員会委員長

(宗会議員選挙規程第13条第2項)

#### (5) 選挙人に代わって訂正を申立てたときの措置

組長（又は地選管事務長・委員長）が、選挙人に代わって名簿訂正を申立てたときは、本人又は関係人に対し、速やかに訂正の申立てを行った旨を通知しなければなりません。  
(宗会議員選挙規程施行条例第4条)

[註] 名簿訂正の申立てを受理したときの中央選管委員会の措置

- ① 6月15日までにその申立てが正当であるかないかを決定
- ② 申立てを正当であると決定したとき
  - a. 選挙人名簿を訂正
  - b. 地方選管委員会を通じ申立人に通知

- c. 訂正した旨を告示
- ③ 申立てを正当でないと決定したとき  
申立てを正当でないと決定した旨を申立人に通知  
(宗会議員選挙規程第14条)

## 5. 監正局審査委員会への審理請求

### (1) 監正局監査委員会への審理請求

名簿の訂正に関する中央選管委員会の決定に対し不服のある申立人は、監正局審査委員会(以下「審査委員会」という。)に審理の請求をすることができます。

- ① 申立人 中央選管委員会の決定に対し不服のある者  
② 対手 中央選管委員会  
③ 審理請求先 審査委員会  
④ 請求期限 中央選管委員会の決定通知を受けた日から10日以内  
(宗会議員選挙規程第15条第1項)

### (2) 審査委員会の審決手続開始の時期

審理の請求を受理したときは、直ちに手続きを開始する。

(宗会議員選挙規程第15条第2項)

### (3) 審査委員会の審決に対する取り扱い

不服申し立てをすることができない。

(宗会議員選挙規程第16条)

## 6. 審査委員会の審決による選挙人名簿の訂正手順

- (1) 中央選管委員会は、名簿の確定期日以降であっても名簿を訂正する。  
(2) 中央選管委員会は、名簿を訂正した旨を地方選管委員会に通知する。  
(3) 中央選管委員会は、名簿を訂正した旨を告示する。

(宗会議員選挙規程第18条)

## 7. 選挙人名簿の確定期日並びに据置期間

- (1) 確定期日 6月30日  
(2) 据置期間 翌年の6月30日まで

(宗会議員選挙規程第17条)

[註1] 名簿確定後に所属寺を変更した者の投票区は、当該名簿に記載されている投票区となります。

[註2] 名簿調製期日の後、改姓した者は、宗会議員選挙における投票の際、改姓前(選挙人名簿記載)の私印をもって押印しなければなりません。

## 8. 選挙に用いる選挙人名簿

選挙に用いる名簿は、宗告発布による立候補届出受付日に現に確定している名簿を用います。

(宗会議員選挙規程第25条)

[註] 宗告で告知された立候補届出受付日が6月30日以前の日までであったときは、前

年4月1日現在の名簿を用います。

## 第9章 教区会議員の選挙について

### 1. 教区会議員の条件

組内寺院に所属する僧侶及び門徒のうちから、組会で各1人を選挙し、その当選人が教区会議員となります。  
(教区会規程第32条)

[註] 組内寺院には、所在の直轄寺院及び直属寺院を含みます。

#### (1) 議員となることができない者

- ① 年齢20歳未満の者
- ② 心身の故障によりその職務を行うに当って必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産者で復権を得ていない者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終らない者及び執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 僧侶で軽戒以上の宗門懲戒に処せられ、その執行を終らない者及び執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑥ 門徒で帰敬式を受けていない者
- ⑦ 門徒で宗門懲戒の罷職又は失格に処せられ決行中の者
- ⑧ 門徒で宗門懲戒の欠格に処せられ、その決行を終らない者及び決行を受けることがなくなるまでの者

(教区会規程第48条第1項・組会規程第4条準用)

- ⑨ 教区会議員選挙施行の日において、前年度までの宗門の賦課金又は教区の賦課金を納付していない寺院に所属している者

(教区会規程第48条第2項)

#### (2) 兼任禁止事項該当者

次に該当する者は、教区会議員と相兼ねることはできません。

- ① 宗務所の常勤の職員
- ② 本山寺務所の常勤の職員
- ③ 教務所の常勤の職員
- ④ 組長
- ⑤ 副組長
- ⑥ 選挙管理委員会委員
- ⑦ 選挙監視員

(教区会規程第48条の2)

(選挙管理委員会規程第6条)

- (選挙管理委員会規程施行条例第7条・選挙管理委員会規程第6条準用)
- ⑧ 特別審事、審事、会計検査員及び監事

(監正局組織規程第4条)

#### (3) その他

- ① 住職代務は、代務する寺院の僧侶として、教区会議員の被選挙権を有しない。  
(寺院規程第9条第4項)
- ② その他(他の規則で制限されているもの)

## 2. 教区会議員選挙の期日

(1) 任期満了に伴う教区会議員総選挙の期日

任期（4年）が満了した日の翌日

[註] 任期満了日の翌日に総選挙を行うことが困難なときは、議員の任期が満了する日の前30日以内に選挙を行うことができます。

(教区会規程第45条第1項)

(2) 議員に欠員ができたときの教区会議員選挙の期日

教務所長に、議員に欠員ができた旨の届出のあった日から60日以内

(教区会規程第46条)

(3) 組画の変更のため新たに議員を選挙しなければならないときの選挙期日

教務所長が組画の変更を決定した日から60日以内

(教区会規程第46条)

(4) 教区会議員選挙を行わない要件

議員の任期が終わる最後の1年間には、上記（2）（3）に該当した選挙を行うべき事由が生じても、それが定期教区会の後であるときは、教区会議員の選挙は行いません。

(教区会規程第46条但書)

## 3. 教区会議員選挙期日の告示

教務所長は、選挙の期日の遅くとも15日前までに、告示で選挙期日を定めます。

(教区会規程第47条)

[註] 組長は、選挙期日の告示の発布があったときは、直ちに組内寺院に教区会議員選挙のための組会開催の期日を通知します。

## 4. 選挙の方法

(1) 出席した組会議員全員が、単記無記名で選挙し、当選人を決定します。

(2) 次の順序にて選挙を行います。

- ① 僧侶の教区会議員の選挙
- ② 門徒の教区会議員の選挙

(教区会規程第33条)

[註] 選挙の方法は僧侶・門徒とも同様とします。

## 5. 選挙の事前準備

(1) 投票用紙の用意

投票用紙は、組長が作製し、組長印（公印）を捺印します。

(教区会規程第35条第2項)

《参考》 [様式9] 「投票用紙」・・・43頁参照

(2) 選挙費用

教区会議員選挙にかかる費用は、組の負担となります。 (教区会規程第50条)

## 6. 選挙の進行

選挙に関する事項は、組長が掌理します。

(教区会規程第34条第1項)

### (1) 選挙係員の任命

組長は、組事務所の職員の中から、選挙係員を任命します。

(教区会規程第34条第2項)

### (2) 選挙開始宣言

組長は、選挙の開始を宣言します。

〔註〕選挙開始の宣言後は、選挙終了の宣言があるまで、選挙に關係する職員の外、何人も選挙場出入できません。

(教区会規程第34条第3項・第4項)

### (3) 投票

投票は、選挙ごと（僧侶の教区会議員の選挙、門徒の教区会議員の選挙）に1人1票とし、選挙しようとする者1人の氏名を投票用紙に自書します。

(教区会規程第35条第1項)

### (4) 開票

#### ① 得票数の点検

組長は、投票が全部終わったとき、組会議員の中から2人の立会人を選び、その立会の下に、直ちに係員に投票数を点検させます。

(教区会規程第36条第1項)

〔註〕点検の結果、投票数が選挙場の議員数を超えたときは、直ちに再投票を行います。

(教区会規程第36条第2項)

#### ② 投票の効力の判定

投票の効力について疑義があるときは、組長が2人の立会人にはかつて決めます。

(教区会規程第41条)

##### 〔投票無効の要件〕

- a. 定められた投票用紙を用いないもの
- b. 被選挙人の氏名を自書しないもの
- c. 被選挙人の氏名以外の他事を記載したもの
- d. 何人を選挙したか判明しないもの

(教区会規程第42条)

### (5) 当選人の決定

組長は、投票数の点検が終わったとき、立会人と共に選挙された各人の得票数を計算し、出席議員の2分の1以上の得票数のあるものを当選人とします。

(教区会規程第37条第1項)

〔註1〕何人も出席議員の2分の1以上の得票数に達しなかった場合

得票数の多い者から順次2人をとり、再選挙を行い、上位得票者を当選人とします。

(教区会規程第37条第2項)

〔註2〕得票数が等しい場合は、年齢の多いものを先順位とします。

(教区会規程第37条第3項)

※再選挙の詳細については・・・「本章 7. 再選挙」(20頁)を参照

#### (6) 選挙終了宣言

組長は、選挙の終了を宣言します。

[註] 選挙終了の宣言まで、選挙に關係する職員の外、何人も選挙場出入できません。

(教区会規程第34条第3項・第4項)

#### (7) 当選の諾否の照会

① 組長は、当選人が決まったとき、直ちに当選人に当選の諾否を照会します。  
(教区会規程第38条第1項)

② 当選人が諾否の照会を受けた日から、5日以内に当選の承諾の通知を組長にしないときは、当選を辞退したものとみなします。

(教区会規程第38条第2項)

#### (8) 当選人が当選を辞退した場合

出席議員2分の1以上の得票数による当選人が、その当選を辞退したときは、得票数の多い者から順次2人をとり、再選挙を行い、上位得票者を当選人とします。  
(教区会規程第39条第1項)

※再選挙の詳細については・・・「本章 7. 再選挙」(本頁)を参照

### 7. 再選挙

#### (1) 再選挙の事由

下記に該当したときには、再選挙を行います。

① 何人も出席議員の2分の1以上の得票数に達しなかったとき  
(教区会規程第37条第2項)

② 出席議員2分の1以上の得票数により当選人となった者が、その当選を辞退したとき  
(教区会規程第39条第1項)

#### (2) 再選挙の方法と当選人の決定

① 得票数が多いものから順次2人をとり、選挙を行って、上位得票者を当選人とします。  
(教区会規程第37条第2項、同規程第39条第1項)

[註] 得票数が等しいときは、年齢の多い者を先順位(当選人)とします。  
(教区会規程第37条第3項・同規程第39条第3項準用)

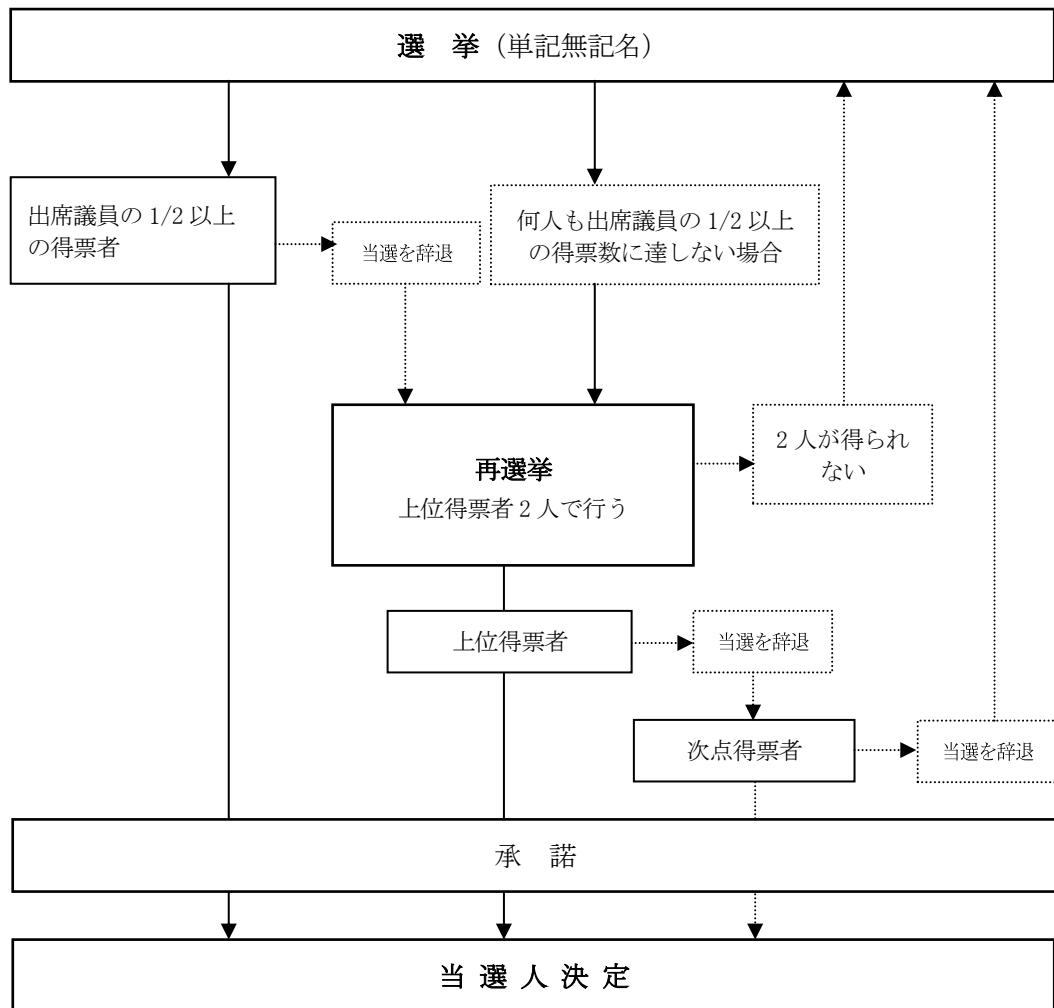
② 上記①の再選挙による当選人が、その当選を辞退したときは、次点の者を繰り上げて当選人とします。  
(教区会規程第39条第2項)

#### (3) 次に該当したときは、当選人を得られるまで選挙を行います。

① 上記(2)①の得票数が多いものから順次2人を得ることができないとき  
② 上記(2)②の次点の者を繰り上げて当選人となった場合において、その者が当選を辞退したとき

(教区会規程第40条)

[選挙フロー図]



## 8. 選挙終了後の手続き

### (1) 当選状の交付と教務所長への報告

組長は、当選人が当選を承諾したときは、直ちに当選人本人に当選状(特定の様式はありません)を交付し、教務所長に報告します。 (教区会規程第43条)

### (2) 選挙録の作製と取扱い

① 下記事項を記載した僧侶・門徒選挙録（正本・副本）を各々2通作製し、組長・立会人が署名捺印します。

- a. 選挙の場所と日時
- b. 出席した組会議員の氏名、所属寺及び僧侶、門徒の別
- c. 投票の総数
- d. 有効と無効の各投票数
- e. 得票者の氏名とその得票数
- f. 当選人の氏名、住所、所属寺
- g. 立会人の氏名
- h. 選挙に関する組長と立会人の意見（選挙の進行及び効力等）
- i. その他必要な事項

- ② 選挙録の取扱い
- a. 選挙録（正本）については投票用紙とともに組事務所に保管します。
  - b. 選挙録（副本）については、速やかに教務所長に送達します。

(教区会規程第44条)

[報告書式（様式）]

- ①[様式10-1] 「僧侶教区会議員選挙報告」・・・・・・44頁
- ②[様式10-2] 「僧侶教区会議員選挙録」・・・・・・45頁
- ③[様式10-3] 「僧侶教区会議員就任受諾書」・・・・・・46頁
- ④[様式10-4] 「門徒教区会議員選挙報告」・・・・・・47頁
- ⑤[様式10-5] 「門徒教区会議員選挙録」・・・・・・48頁
- ⑥[様式10-6] 「門徒教区会議員就任受諾書」・・・・・・49頁
- ⑦[様式3-3] 「組会（組会議員）出席者名簿」・・・・・30頁

## 9. 選挙に関する訴訟

- (1) 当選人の資格について異議のあるとき、総局は監正局に審理の請求を行います。
- (2) 当選人の資格又は選挙の効力について異議のあるものは、監正局に提訴することができます。
- (3) 上記の異議申立てに関しては、宗会議員選挙規程 第1編第9章の規定を準用します。

(教区会規程第49条)

## 10. 教区会議員の欠員に伴う補欠選挙について

- (1) 教区会議員の欠員ができたときは、教務所長に届出をし、届出をした日から60日以内に選挙を行わなければなりません。  
〔註〕 議員の任期が終わる最後の1年間には、選挙を行うべき事由が生じても、それが定期教区会の後であるときは、教区会議員の選挙は行いません。

(教区会規程第46条)

(2) 教務所長への届出について

- ① 教区会議員の退任があった場合  
退任する教区会議員は、教区会議長宛の「辞職願」を組長を通じて教務所長に届け出ます。
- ② 教区会議員の死亡等により欠員が生じた場合  
教区会議員が死亡等により欠員が生じた場合、組長はその旨を教務所長に届け出ます。

## 第10章 組事務所備付の表簿類

### 1. 組の備付表簿類

#### (1) 備付書類

- ①組会議員名簿
- ②教区会議員名簿
- ③宗会議員選挙人名簿
- ④門徒議員選挙人名簿（組会議員による仮名簿）

#### (2) 会計帳簿等

- ①予算書、決算書
- ②会計帳簿
- ③現金
- ④通帳

#### (3) 備品

- ①組長公印
- ②組長輪袈裟
- ③宗門法規
- ④寺院住所録
- ⑤勸励要綱
- ⑥宗勢要覧

#### (4) その他

### 2. 事務引継

組長の就退任があった場合は、事務引継書を作成し、上記の備付表簿類等を後任者に引き継ぎます。

《参考》 [様式11] 「〇〇組組長事務引継書」・・・50頁参照

## 第11章 組画の変更について

### 1. 組画の編成と変更について

#### (1) 組の編成について

組の区画（以下「組画」という。）は行政区画又は地域で決め、15か寺以上が存在する区域を最小単位とします。（教区規程第3条第1項・第2項）

〔註〕昭和27年4月1日現在に存する組で、その寺院数が15か寺未満のものは、これを組とみなします。

（教区規程附則・昭和27年4・1一宗則第15号）

#### (2) 組画の変更について

①組画の変更は、教区会の議決を経、教務所長が決めます。

（教区規程第3条第3項）

②地理的条件もしくは歴史的事由等の関係で、特にやむを得ない事情のある場

合に限り、10か寺以上の存在する区域をもって組とすることができます。  
(教区規程第3条第4項)

## 2. 編入されている組の変更について

やむを得ない交通上の理由又は地理的条件によって、当該寺院が現に編入されている組にあることが、寺院機能の発揮に支障がある場合においては、当該寺院を隣接する他の教区の組に編入することができます。  
(教区規程第3条の2第1項)

## 3. 編入されている組の変更手続きについて

現に編入されている組からの転出を希望する寺院を「当該寺院」とします。

当該寺院が現に編入されている組を「A組」とします。

当該寺院が編入を希望する組を「B組」とします。

### (1) 転出・編入についての同意

① 当該寺院は、B組への編入を希望することについて、寺族代表者（申請者が住職である場合は不要）・責任役員・門徒総代に対し、所属組を変更することについて同意を得ます。

[様式12-2] 「転出同意書」・・・52頁参照

[様式12-4] 「編入同意書」・・・54頁参照

### (2) 転出願・編入願の作成及び提出

① 当該寺院は「転出願」「編入願」を作成します。

② 当該寺院は、A組の組長に「転出願（「転出同意書」添付）」に「編入願」の写しを添えて提出します。

③ 当該寺院は、B組の組長に「編入願（「編入同意書」添付）」に「転出願」の写しを添えて提出します。

[様式12-1] 「転出願」・・・51頁参照

[様式12-3] 「編入願」・・・53頁参照

### (3) A組の組会における議決

① A組の組会において、当該寺院が転出することを議決します。

〔註1〕 A組の寺院数が15か寺以上の場合

組会議員の2分の1以上出席の組会で、出席者の過半数の同意  
によって議決します。  
(組会規程第1条第2項)

〔註2〕 A組の寺院数が15か寺より少なくなる場合

組会議員の2分の1以上出席の組会で、出席議員の3分の2以上  
の同意を得て議決します。  
(教区規程第3条第4項)

② 組長は、組会議決報告書を作成し、教務所長に提出します。

[様式12-5] 「A組 組会議決報告」・・・55頁参照

[様式12-6] 「A組 組会議事録」・・・56頁参照

[様式3-3] 「組会出席者名簿」・・・30頁参照

#### (4) B組の組会における議決

①B組の組会において、当該寺院が編入することを議決します。

[註] 組会議員の2分の1以上出席の組会で、出席者の過半数の同意によって議決します。

②組長は、組会議決報告書を作成し、教務所長に提出します。

[様式12-7] 「B組 組会議決報告」・・・57頁参照

[様式12-8] 「B組 組会議事録」・・・58頁参照

[様式3-3] 「組会出席者名簿」・・・30頁参照

#### (5) 教区会における議決

教務所長は、当該寺院がA組を転出し、B組に編入することについて、教区会に諮ります。

[註1] A組の寺院数が15か寺より少なくなる場合

教区会議員の定数の3分の2以上が出席した教区会で出席議員の3分の2以上の多数で議決します。 (教区規程第3条第4項)

[註2] 当該寺院が隣接する他の教区の組に編入する場合は、それぞれの教区会の議決を得ます。

#### (6) 編入する組の変更の決定

① 教区会の議決を経、教務所長は組画の変更を決定します。

(教区規程第3条第4項)

② 教務所長は、編入する組の変更について総局に報告します。

③ 総局は、教務所長の報告に基づいて、変更について告示します。

[註] 当該寺院が隣接する他の教区の組に編入する場合

a. それぞれの教務所長が編入する組の変更を承認

b. 当該寺院が現に編入されている教区の教務所長が、総局に編入する組の変更について申請

c. 総局が編入する組の変更を決定

(教区規程第3条の2)



## 【参考資料】

# 関 係 樣 式

[様式 1]	「組事務所届」	26 頁
[様式 2]	「連絡先変更届」	27 頁
[様式 3 - 1]	「組長任命申請書」	28 頁
[様式 3 - 2]	「組長選挙録」	29 頁
[様式 3 - 3]	「組会（組會議員）出席者名簿」	30 頁
[様式 3 - 4]	「組長就任受諾書」	32 頁
[様式 3 - 5]	「組長退職願」	33 頁
[様式 4 - 1]	「組長代行届」	34 頁
[様式 4 - 2]	「就任受諾書」	35 頁
[様式 4 - 3]	「組長代理届」	36 頁
[様式 5 - 1]	「副組長推薦書」	37 頁
[様式 5 - 2]	「副組長就任受諾書」	38 頁
[様式 5 - 3]	「副組長解職願」	39 頁
[様式 6]	「組會議員選定届」	40 頁
[様式 7]	「組會議員変更届」	41 頁
[様式 8]	「組會議員名簿（記載例）」	42 頁
[様式 9]	投票用紙	43 頁
[様式 10 - 1]	「僧侶教区會議員選挙報告」	44 頁
[様式 10 - 2]	「僧侶教区會議員選挙録」	45 頁
[様式 10 - 3]	「僧侶教区會議員就任受諾書」	46 頁
[様式 10 - 4]	「門徒教区會議員選挙報告」	47 頁

[様式 10 - 5]	「門徒教区会議員選挙録」	48 頁
[様式 10 - 6]	「門徒教区会議員就任受諾書」	49 頁
[様式 11]	「〇〇組組長事務引継書」	50 頁
[様式 12 - 1]	「転出願」	51 頁
[様式 12 - 2]	「転出同意書」	52 頁
[様式 12 - 3]	「編入願」	53 頁
[様式 12 - 4]	「編入同意書」	54 頁
[様式 12 - 5]	「A 組 組会議決報告」	55 頁
[様式 12 - 6]	「A 組 組会議事録」	56 頁
[様式 12 - 7]	「B 組 組会議決報告」	57 頁
[様式 12 - 8]	「B 組 組会議事録」	58 頁

[様式 1]

(令和 ) 年 月 日

総局御中

教区 組

組長 団

組事務所届

今般、教区規程第12条第2項に基づき、組会の議決により組事務所を下記としたのでお届けいたします。

記

1. 理由 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2. 組事務所所在地

(フリガナ) ( )

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

以上

---

上記進達します

教区教務所長 団

[様式2]

(令和 ) 年 月 日

総局御中

教区 組

組長 印  
(組長代行)

連絡先変更届

このたび、当組の組事務所の連絡先について、下記の通り変更いたしましたくお届けいたします。

記

1. 変更理由

-----  
-----

2. 変更後の連絡先

住 所 〒

電話番号

F A X

以上

---

上記進達します

教区教務所長 印

# 組長任命申請書

20 (令和 ) 年 月 日

總局御中

\_\_\_\_\_教区 \_\_\_\_\_組

組長 \_\_\_\_\_印

\_\_\_\_\_教区 \_\_\_\_\_組の組長任期満了に伴う選挙を施行いたしましたので、  
下記の通り任命手続下さいますよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 当選人氏名 \_\_\_\_\_

2. 所属寺 \_\_\_\_\_教区 \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_寺 住職・衆徒

---

上記進達します

\_\_\_\_\_教区教務所長 \_\_\_\_\_印

## 組長選挙録

1. 選挙の期日 20 (令和 ) 年 月 日 時～

2. 選挙の場所 \_\_\_\_\_

3. 出席者名簿 別紙添付

4. 投票総数 \_\_\_\_\_ 票 (有効投票数 票)

(無効投票数 票)

5. 得票者氏名 氏名 \_\_\_\_\_ 票

及び

得票数 氏名 \_\_\_\_\_ 票

氏名 \_\_\_\_\_ 票

6. 当選人 氏名 \_\_\_\_\_

所属寺 \_\_\_\_\_ 教区 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 寺 住職・衆徒

7. 組長意見 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

8. 立会人意見 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

20 (令和 ) 年 月 日

\_\_\_\_\_組長 \_\_\_\_\_ 印

立会人 \_\_\_\_\_ 印

立会人 \_\_\_\_\_ 印

### 組会（組會議員）出席者名簿

組内寺院数	出席僧侶議員	出席門徒議員	出席者合計
力寺	人	人	人



## 組長就任受諾書

\_\_\_\_\_教区\_\_\_\_\_組の組長に就任することを受諾します。

20 (令和) 年 月 日

所属寺 \_\_\_\_\_ 教区 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 寺 住職・衆徒

氏名 \_\_\_\_\_ 

〒

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

[様式 3－5]

20 (令和) 年 月 日

總局御中

組長退職願

今般、(理由) \_\_\_\_\_のため、\_\_\_\_\_組組長を  
退職いたします。

\_\_\_\_\_  
教区 \_\_\_\_\_組組長

\_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
⑩印

以 上

#### [様式 4-1 ]

(令和 ) 年 月 日

總局御中

## 教區組

印

組長代行届

このたび、下記の理由により、副組長\_\_\_\_\_を組長代行といたしましたので、お届けします。

記

## 1. 理由

---

---

---

---

2. 添付書類 (1) 就任受諾書  
(2) 連絡先変更届

以 上

## 上記進達します

教區教務所長印

[様式 4-2]

(令和 ) 年 月 日

就任受諾書

私は、教区組の組長代行に就任することを受諾いたします。

所属寺 教区組 (住職・衆徒)

氏名 印

住所 〒

電話

ファックス

[様式 4－3]

(令和 ) 年 月 日

総局御中

教区 組

副組長

印

副組長

印

副組長

印

組長代理届

このたび、令和 年 月 日、\_\_\_\_\_組 組長 \_\_\_\_\_死亡に伴い、

教区規程第 23 条第 1 項に基づき、副組長 \_\_\_\_\_ が組長の職務を  
代理いたします。

記

1. 組事務所連絡先

〒

電 話

FAX

以 上

---

上記進達します

教区教務所長 印

## 副組長推薦書

20 (令和) 年 月 日

総局御中

教区 組組長 印

教区 組の副組長を下記の通り推薦いたしますので、任命手手続き下さいますよう申請します。

記

氏名	所属寺	職分
		住職 衆徒
		住職 衆徒
		住職 衆徒

上記進達します。

教区教務所長 印

## 副組長就任受諾書

\_\_\_\_\_教区\_\_\_\_\_組の副組長に就任することを受諾します。

20 (令和 ) 年 月 日

所属寺 \_\_\_\_\_ 教区 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 寺 住職・衆徒

氏名 \_\_\_\_\_ 印

〒

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

20 (令和 ) 年 月 日

総局御中

\_\_\_\_\_教区 \_\_\_\_\_組組長

印

副組長解職願

今般、副組長\_\_\_\_\_より、別紙の通り副組長退職願が提出されましたため、解職手続き方よろしくお願ひいたします。

※ 副組長退職願 別紙添付

上記進達します。

教区教務所長

印

[様式 6]

(令和 ) 年 月 日

組長 \_\_\_\_\_ 様

寺院名 \_\_\_\_\_ 寺  
寺院所在地 \_\_\_\_\_

住職 (住職代務、副住職又は寺族代表者)

印 \_\_\_\_\_ 印

門徒総代 \_\_\_\_\_ 印  
※門徒総代の互選された方一名を代表とします。

組会議員選定届

下記のものを当寺院の組会議員に選定しましたからお届け致します。

記

1. 僧侶 ふり名 前 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 (性別 / \_\_\_\_\_)  
得度年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
住 所 〒 \_\_\_\_\_

住職・住職代務・衆徒の別 \_\_\_\_\_

2. 門徒 ふり名 前 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 (性別 / \_\_\_\_\_)  
帰敬式受式日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
住 所 〒 \_\_\_\_\_

役職等 \_\_\_\_\_

以上

## [様式7]

(令和 ) 年 月 日

組長 \_\_\_\_\_ 様

寺院名 \_\_\_\_\_ 寺  
寺院所在地 \_\_\_\_\_

住職 (住職代務、副住職又は寺族代表者)

\_\_\_\_\_ 印

門徒総代 \_\_\_\_\_ 印

※門徒総代の互選された方一名を代表とします。

## 組会議員変更届

下記の通り当寺院の組会議員を変更しましたからお届け致します。

## 記

1. 僧侶 ふり 名前 \_\_\_\_\_  
がな  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 (性別 / \_\_\_\_\_)  
 得度年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 住 所 〒 \_\_\_\_\_

住職・住職代務・衆徒の別 \_\_\_\_\_

理由 \_\_\_\_\_

2. 門徒 ふり 名前 \_\_\_\_\_  
がな  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 (性別 / \_\_\_\_\_)  
 帰敬式受式日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 住 所 〒 \_\_\_\_\_

役職等 \_\_\_\_\_

理由 \_\_\_\_\_

以上

## 組会議員名簿（記載例）

○ ○ 寺		○ ○ 寺		寺院 名
門 徒	僧 侶	門 徒	僧 侶	別門 徒 の ・
氏 名 ふり が な	氏 名 ふり が な	氏 名 ふり が な	氏 名 ふり が な	氏 名 ふり が な
月 生 日 年	月 生 日 年	月 生 日 年	月 生 日 年	月 生 日 年
性 別	性 別	性 別	性 別	性 別
帰 年 敬 月 式 日 受 式	得 度 年 月 日	帰 年 敬 月 式 日 受 式	得 度 年 月 日	年 帰 月 敬 日 式 受 式 得 度 年 月 日 ・
住 所	住 所	住 所	住 所	居 住 地
責任 役員	衆 徒	門 徒 總 代	住 職	(住 職、 衆 徒 の 別 等) 役 職 等 備 考
年 記 月 日 載	年 記 月 日 載	年 記 月 日 載	年 記 月 日 載	年 記 月 日 載

投票用紙

被選挙人氏名

僧侶  
(門徒)

組長印

20 (令和 ) 年 月 日

教区教務所長

殿

組組長

印

## 僧侶教区会議員選挙報告

教区 組の僧侶教区会議員について、当選人を決定いたしましたので、下記の通り選挙録を添えて報告いたします。

記

1. 当選人 氏名 \_\_\_\_\_

住職

所属寺 \_\_\_\_\_ 教区 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 寺 衆徒

2. 選挙録 別紙添付

3. 受諾書 別紙添付

以上

## 僧侶教区会議員選挙録

1. 選挙の期日 20 (令和 ) 年 月 日 時 ~

2. 選挙の場所 \_\_\_\_\_

3. 出席者名簿 組会(組会議員)出席者名簿 · · · · · 別紙添付

4. 投票総数 \_\_\_\_\_ 票 (有効投票数 票)  
(無効投票数 票)5. 得票者氏名 氏名 \_\_\_\_\_ 票  
及び  
得票数 氏名 \_\_\_\_\_ 票

氏名 \_\_\_\_\_ 票

6. 当選人 氏名 \_\_\_\_\_  
所属寺 教区 組 住職  
寺 衆徒

7. 組長意見 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

8. 立会人意見 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

9. その他必要な事項 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

20 (令和 ) 年 月 日

\_\_\_\_\_組長 \_\_\_\_\_ 印

立会人 \_\_\_\_\_ 印

立会人 \_\_\_\_\_ 印

僧侶教区会議員就任受諾書

教区（                組）教区会議員に就任することを受諾します。

20 (令和 ) 年      月      日

住職

所属寺                  教区                  組                  寺 衆徒

氏名                  

〒

住所                 

電話                 

FAX

20 (令和 ) 年 月 日

教区教務所長

殿

組組長印

## 門徒教区会議員選挙報告

\_\_\_\_\_教区\_\_\_\_\_組の門徒教区会議員について、当選人を決定いたしましたので、下記の通り選挙録を添えて報告いたします。

記

1. 当選人 氏名 \_\_\_\_\_

所属寺 \_\_\_\_\_ 教区 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 寺 \_\_\_\_\_

2. 選挙録 別紙添付

3. 受諾書 別紙添付

以上

## 門徒教区会議員選挙録

1. 選挙の期日 20 (令和 ) 年 月 日 時 ~

2. 選挙の場所 \_\_\_\_\_

3. 出席者名簿 組会(組会議員)出席者名簿 · · · · · 別紙添付

4. 投票総数 \_\_\_\_\_ 票 (有効投票数 票)  
(無効投票数 票)5. 得票者氏名 氏名 \_\_\_\_\_ 票  
及び  
得票数 氏名 \_\_\_\_\_ 票

氏名 \_\_\_\_\_ 票

6. 当選人 氏名 \_\_\_\_\_

所属寺 教区 組 寺

7. 組長意見 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_8. 立会人意見 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_9. その他必要な事項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

20 (令和 ) 年 月 日

\_\_\_\_\_組長 \_\_\_\_\_ 印

立会人 \_\_\_\_\_ 印

立会人 \_\_\_\_\_ 印

門徒教区会議員就任受諾書

教区（                組）教区会議員に就任することを受諾します。

20 (令和 ) 年      月      日

所属寺                  教区                  組                  寺

氏名                  

〒

住所                 

電話                 

FAX

## ○○組組長事務引継書

1. 備付書類 (1) 組会議員名簿  
                  (2) 教区会議員名簿  
                  (3) 宗会議員選挙人名簿  
                  (4) 門徒議員選挙人名簿（組会議員による仮名簿）  
                  (5) ○○○○○○○○○○
2. 会計帳簿等 (1) 予算書、決算書  
                  (2) 会計帳簿  
                  (3) 現金  
                  (4) 通帳  
                  (5) ○○○○○○○○○○
3. 備品 (1) 組長公印  
                  (2) 組長輪袈裟  
                  (3) 宗門法規  
                  (4) 寺院住所録  
                  (5) 勧励要綱  
                  (6) 宗勢要覧  
                  (7) ○○○○○○○○○○
4. その他 (1) ○○○○○○○○○○

上記の通り、事務を引き継ぎます。

引継年月日 20 (令和 ) 年○○月○○日

引継場所

引継者 前組長 ○ ○ ○ ○ 印

引受者 組長 ○ ○ ○ ○ 印

立会人

以上

[様式 12-1]

20 (令和 ) 年 月 日

A 教区 A 組

組長

様

A教区 A 組 A 寺

住職

印

転出願

このたび、下記の理由により、B組へ転出いたたく存じます。  
つきましては、組会において議決くださいますようお願ひいたします。

記

【理 由】

以 上

## 転出同意書

\_\_\_\_\_ A 教区 \_\_\_\_\_ A 組 \_\_\_\_\_ A 寺

上記寺院が \_\_\_\_\_ B 組に編入を求めるにあたり、現に編入されている  
\_\_\_\_\_ A 組を転出することに同意します。

20 (令和 ) 年 月 日

住職(代務) 印

(寺族代表者) 印

責任役員 印

責任役員 印

門徒総代 印

門徒総代 印

門徒総代 印

門徒総代 印

※記載欄不足の場合は、別の用紙にて補完のこと

---

---

〔註1〕 「寺族代表者」の同意は、申請人が住職代務の場合のみ必要です。  
「寺族代表者」は「寺族代表者」として届出済みの者となります。  
寺族がないときは寺族不在の届出が必要です。

〔註2〕 責任役員及び門徒総代の署名捺印は、寺則に規定する定数が必要です。

[様式 12-3]

20 (令和 ) 年 月 日

A 教区 B 組

組長

様

A 教区 A 組 A 寺

住職

印

編入願

このたび、下記の理由により、貴組へ編入いたしたく存じます。  
つきましては、組会において議決くださいますようお願ひいたします。

記

【理由】

以上

## 編入同意書

\_\_\_\_\_A\_\_\_\_\_教区 \_\_\_\_\_A\_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_A\_\_\_\_\_寺

上記寺院が \_\_\_\_\_B\_\_\_\_\_組に編入することに同意します。

20 (令和 ) 年 月 日

住職(代務) 印

(寺族代表者 印)

責任役員 印

責任役員 印

門徒総代 印

門徒総代 印

門徒総代 印

門徒総代 印

門徒総代 印

※記載欄不足の場合は、別の用紙にて補完のこと

---

[註 1] 「寺族代表者」の同意は、申請人が住職代務の場合のみ必要です。  
「寺族代表者」は「寺族代表者」として届出済みの者となります。  
寺族がないときは寺族不在の届出が必要です。

[註 2] 責任役員及び門徒総代の署名捺印は、寺則に規定する定数が必要です。

[様式 12-5]

20 (令和 ) 年 月 日

教区教務所長

様

A 教区 B 組

組長

印

A組 組会議決報告

このたび、下記寺院が B 組に編入するにあたり、 A 組を転出することについて、  
20 (令和 ) 年 月 日開催の組会において、協議のうえ議決しましたので報告いたします。

記

1. 転出寺院 A 教区 A 組 A 寺  
(寺院番号 — — )

2. 代表者 ○ ○ ○ ○ (住職・住職代務)

3. 所在地 〒 —

4. 添付資料 (1) A 組 組会議事録  
(2) 転出願(写)  
(3) 転出同意書

以上

20 (令和 )年度 A 教区 A 組 組会議事録

1. 開催日時 20 (令和 )年 月 日 時 分～ 時 分

2. 開催場所

3. 出席者名簿 別紙添付

4. 議 長

5. 議事録署名人

6. 議決事項 A 組 A 寺が B 組に転出することについて  
(原案可決・原案否決)

7. 特記事項

---

---

---

20 (令和 )年 月 日

A 組 組長

印

議 長

印

議事録署名人

印

議事録署名人

印

以 上

[様式 12-7]

20 (令和 ) 年 月 日

教区教務所長

様

A 教区 B 組

組長

印

B 組 組会議決報告

このたび、下記寺院をB組に編入することについて、20 (令和 ) 年 月 日開催の組会において、協議のうえ議決しましたので報告いたします。

記

1. 寺院名 A 教区 A 組 A 寺  
(寺院番号 — — )

2. 代表者 ○ ○ ○ ○ (住職・住職代務)

3. 所在地 〒 —

4. 添付資料 (1) B 組 組会議事録  
(2) 編入願 (写)  
(3) 編入同意書 (写)

以上

[様式 12-8]

20 (令和 )年度 A 教区 B 組 組会議事録

1. 開催日時 20 (令和 )年 月 日 時 分～ 時 分

2. 開催場所

3. 出席者名簿 別紙添付

4. 議 長

5. 議事録署名人

6. 議決事項 A 組 A 寺が B 組に編入することについて  
(原案可決・原案否決)

7. 特記事項

---

---

---

20 (令和 )年 月 日

B 組 組長

印

議 長

印

議事録署名人

印

議事録署名人

印

以 上



## 【参考資料】

# 關係法規

(1) 教區規程	59 頁
(2) 教區會規程	68 頁
(3) 組會規程	73 頁
(4) 組會規程施行条例	75 頁
(5) 願記等取扱条例	76 頁
(6) 冥加金規程	77 頁
(7) 宗務員規程（拔粹）	81 頁
(8) 宗務員冥加金規程（拔粹）	82 頁
(9) 法規通則（拔粹）	82 頁
(10) 賦課金規程（拔粹）	82 頁



# 教区規程

昭和 24 年 8 月 19 日	—	宗則第 120 号
改正	昭和 24	— 宗則 130
	昭和 25	— 宗則 153、宗則 173
	昭和 26	— 宗則 188 昭和 27 — 宗則 34
	昭和 28	— 宗則 15 昭和 30 — 宗則 5
	昭和 31	— 宗則 17 昭和 32 — 宗則 4
	昭和 33	— 宗則 4 昭和 36 — 宗則 10
	昭和 38	— 宗則 7 昭和 43 — 宗則 9
	昭和 45	— 宗則 6 昭和 51 — 宗則 5
	昭和 55	— 宗則 3 昭和 63 — 宗則 3 (附 8)
平成	元	— 宗則 5 平成 4 — 宗則 8
平成	5	— 宗則 3 平成 13 — 宗則 12 (附 2)
平成	15	— 宗則 9、宗則 17
平成	17	— 宗則 10 (附 2)
平成	19	— 宗則 12 平成 24 — 宗則 37
平成	28	— 宗則 2 令和 4 — 宗則 2、宗則 13

## 目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)

第 2 章 教務所長及び教務所 (第 6 条—第 11 条の 2)

第 2 章の 2 監査委員 (第 11 条の 3・第 11 条の 4)

第 3 章 組 (第 12 条—第 24 条)

第 4 章 補則 (第 25 条)

附則

第 1 章 総則

(教区)

第 1 条 地方に於ける教学の振興及び伝道教化の推進を図るために、歴史その他の事情を考慮し、地域を区分して教区を設ける。

2 教区は、100 以上の一般寺院又は非法人寺院の存する区域をもって最少単位とする。

3 教区の数及び区域は、別表で定める。但し、教区の区画において、同一の郡又は市の区域内で、2 教区にまたがる地域がある場合においては、その区割りは、宗達で定めることができる。

(教務所長及び教区会)

第 1 条の 2 教区に、教務所長及び教区会を置く。

2 教務所長は、その議事機関たる教区会の議決を経て、宗則及び宗達の範囲内で、教区内に適用する区令を制定することができる。

(連区)

第 1 条の 3 総局は、地方における宗務を円滑に推進するため、複数の教区によって編成する連区を設けることができる。

(組)

第 2 条 教区は、一般寺院及び非法人寺院を中心とする僧侶と門徒の強固な結合と一般寺院及び非法人寺院相互の緊密な組織の発達とを促進し、伝道教化の実をあげるために、これを組に区分する。

(組画の編成と変更)

第 3 条 組の区画は、行政区画又は地域で決める。

2 組は、15 箇寺以上の存する区域を以って、最小単位とする。

3 組の区画の変更は、教区会の議決を経、教務所長が決める。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、地理的条件若しくは歴史的事由等の関係で、特にやむを得ない事情のある場合に限り、10 箇寺以上の存する区域をもって組とすることができる。但し、

この場合においては、当該の組会で出席議員の3分の2以上の同意を得、教区会議員の定数の3分の2以上が出席した教区会で出席議員の3分の2以上の多数で議決した後、総局の承認を得て、教務所長が決める。

(組画変更の特例)

第3条の2 一般寺院及び非法人寺院がやむを得ない交通上の理由又は地理的条件によって、当該寺院が現に編入されている組にあることが、寺院機能の発揮に支障がある場合においては、別表の区域の規定にかかわらず、当該寺院を隣接する他の教区の組に編入することができる。この場合の措置は、当該寺院が現に編入されている組及び教区並びに新たに編入されようとする組及び教区の、それぞれの組会及び教区会の議決並びに教務所長の承認を得て、総局が決める。

2 前項の規定による寺院の編入に関する手続は、当該寺院が現に編入されている教区の教務所長がするものとする。

(組長、副組長及び組会)

第4条 組に、組長及び組会を置く。

2 組に必要があるときは、3人以内の副組長を置くことができる。

(教区及び組の経費)

第5条 教区及び組の経費は、賦課金及び各種交付金その他の収入を以て、これに充てる。

## 第2章 教務所長及び教務所

(教務所長)

第6条 教区の長を教務所長という。

2 教務所長は、第1種管理職任用資格試験合格者のうちから、総局が、これを任免する。但し、必要があるときは、管理職任用資格試験に合格していない教師に、教務所長事務取扱を命ずることができる。

(教務所長の職務)

第7条 教務所長は、常に教区内の組、一般寺院及び非法人寺院の実態を把握して、教区の円滑な運営に努めるとともに、総局の指示に従い、組長及び職員を指揮監督して、次の各号に掲げる事項を処理する。

- 一 「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会に関する事項
- 二 法要儀式に関する事項
- 三 一般寺院、非法人寺院及び所属団体に関する事項
- 四 僧侶、坊守、寺族及び門徒に関する事項
- 五 総局への諸願記その他の書類の調査及び進達に関する事項
- 六 教区会に関する事項
- 七 区令案、予算案及び決算報告その他の議案の教区会への提出に関する事項
- 八 区令及び告示の発布に関する事項
- 九 組、組長及び副組長に関する事項
- 十 宗門及び教区の賦課金の整理及び徵収に関する事項
- 十一 財務に関する事項
- 十二 教化及び公益その他の事業並びにその施設に関する事項
- 十三 他の宗教団体、官公署及びその他の諸団体との交渉連絡に関する事項
- 十四 その他必要な事項

2 教務所長は、前項第7号に規定する議案を提出しようとするときは、あらかじめその議案について、総局の承認を受けなければならない。

3 教務所長は、前2項に規定する事項を行うとともに門徒講と緊密な連絡をとり、その維持発展と円滑な運営を図らなければならない。

4 教務所長は、教区会と連携して、円滑に教区の事務を処理するものとする。

(教務所長の願記手数料徴収など)

第7条の2 教務所長は、前条第1項第5号に定める諸願記等に対して、手数料を徴収することができる。

2 前項の規定によって、手数料を徴収することができる諸願記等の種別については、冥加金規程（昭和22年宗則第37号）の別表を準用し、その金額については、当該別表に定める額の5割をこえることができない。

(教務所長の給与、退職金及び定年)

第7条の3 教務所長に対する給与は、総局が、毎年度、所定の基準により、教区に対し、給与のための資金を交付する。この場合において、教区は、交付基準に基づいて、当該教務所長の給与額を決め、総局に報告しなければならない。

2 教務所長の退職資金については、所定の基準により、教区に対し、退職に伴う資金を交付する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 教務所長の定年は、満65歳とする。

4 総局は、前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、定年退職者を2年に限り教務所長として継続勤務させることができる。

(教区賦課金など)

第8条 教務所長は、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ総局の承認を得て、教区会に提案し、その議決を経なければ実施することができない。

一 他教区との合同事業及び教区の重要な事業に関する事項

二 教区の賦課金に関する事項

2 教区の賦課金は、普通賦課金及び特別賦課金の2種とする。

3 普通賦課金は、教区の経常の経費に充当するものとし、その賦課基準については、区令で定めなければならない。

4 特別賦課金は、普通賦課金をもって経費に充当しがたい特別の事由がある場合又は特別の法要若しくは特別の事業を行う場合において、総局の承認を得て設定することができる。

(総局への報告事項)

第9条 教務所長は、次の各号に掲げる事項については、速やかに総局に報告しなければならない。

一 区令及び執務の必要上発布した告示に関する事項

二 教区会及び常備会の議事の概要並びに議決した事項

三 組画の変更に関する事項

四 宗会議員及び教区会議員の選挙に関する事項

五 教務所及び組事務所の位置に関する事項

六 総局の要請に対する処置

七 その他必要な事項

(教務所)

第10条 教区における教学の振興及び伝道教化の推進その他宗務を処理するため、教務所を設ける。

2 教務所の位置は、教務所長が予め総局の同意を得、教区会の議決を経て、これを決める。

第10条の2 教務所に、必要に応じて、副所長1人を置くことができる。

2 副所長は、教務所長を補佐し、教務所長の命を受けて、事務を分掌する。

3 副所長は、事務員資格試験及び法務員資格試験に合格している教師のうちから、総局が、これを任免する。但し、必要があるときは、事務員資格試験及び法務員試験に合格していない教師に、副所長の職の事務取扱を命じることができる。

(事務職員)

- 第11条 教務所に、事務職員若干人を置き、総局が任免する。
- 2 事務職員は、教務所長の命を受けて、事務を分担処理する。
- 3 事務職員は、事務員資格試験及び法務員資格試験に合格している教師又は事務員資格試験に合格している教師でない僧侶、寺族若しくは門徒のうちから、これを補任する。
- 4 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、事務員資格試験及び法務員資格試験に合格していない教師又は事務員資格試験に合格していない教師でない僧侶、寺族若しくは門徒に、事務職員取扱を命ずることができる。

(主任)

第11条の2 総長は、当該教務所の重要事項を能率的に遂行するため、必要に応じて、事務職員を主任に指名することができる。

- 2 主任は、教務所長の命を受けて、事務を整理する。

## 第2章の2 監査委員

(監査委員)

第11条の3 教区が自ら、その決算、経理の運用その他財務にかかる事項等の監査を行うため、教区に、2人又は3人の監査委員を置く。

- 2 監査委員は、教区会議員のうちから、教務所長が教区会の同意を得て任命し、総局に届け出なければならない。この場合において、監査委員のうち1人は必ず門徒でなければならない。
- 3 監査委員の任期は、教区会議員の任期による。但し、補欠による監査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 監査委員は、教務所又は直属寺院の職員と兼ねることはできない。

(監査業務)

第11条の4 監査委員は、毎会計年度終了後、教区の歳入、歳出についての決算、財産の管理等を監査し、監査報告書を教務所長に提出しなければならない。

- 2 教務所長は、教区の決算について、監査報告書を添付して教区会に提出しなければならない。
- 3 監査委員は、その全員が必要を認めたとき又は教務所長が要求したときは、現況監査を行うことができる。

## 第3章 組

(組事務所)

第12条 組に於ける事務を処理するために、組事務所を設ける。

- 2 組事務所の位置は、組会の議決によって、これを決める。

(組長の任免)

第13条 組長は、組内一般寺院又は非法人寺院に所属する僧侶の中から、組会に於いて選挙されたものについて、総局が、これを任免する。

(組長の任期)

第14条 組長の任期は、4年とし、任命された日から、起算する。但し、補欠の組長の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 組長は、任期が満了しても、後任者が決定するまで、なお職務を行う。

(組長選挙)

第15条 組長選挙は、組長の任期が満了した日の翌日に行う。但し、当該組の事情により、本文に定める日に行なうことが困難なときは、組長の任期が満了する日の前30日以内に行なうことができるものとする。

- 2 前項但書により、組長選挙が組長の任期が満了する日以前に行われたときの任期は、前任者の任期が満了する日の翌日から起算する。

(組長任期中の退職手続)

第16条 組長は、任期中に退職するときは、後任組長選任の手続を取り、新たに組長が、任命されるまでは、その職務を行わなければならない。

(組長の解職)

第16条の2 総局は、組長が総局又は教務所長の指示に従わず、組長として不適任であると認められたとき又は組会議員が3分の2以上連署して組長の解職を請求したときは、任期中にかかわらず、組長を解職することができる。

(組長の責務)

第17条 組長は、常に総局及び教務所長と緊密な連絡を図り、組内の一般寺院及び非法人寺院と連携して、組の円滑な宗務運営に努めなければならない。

(組長の職務権限)

第18条 組長は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 「御同朋の社会をめざす運動」組委員会に関する事項
  - 二 法要儀式に関する事項
  - 三 一般寺院、非法人寺院、団体、僧侶、坊守、寺族及び門徒に関する事項
  - 四 総局又は教務所長への諸願記その他の書類の調査及び進達に関する事項
  - 五 組会及び組協議会に関する事項
  - 六 予算案及び決算報告その他の議案の組会への提出に関する事項
  - 七 選挙に関する事項
  - 八 諸法規の通達に関する事項
  - 九 宗門、教区及び組の賦課金の整理及び徴収に関する事項
  - 十 財務に関する事項
  - 十一 教化及び公益その他の事業並びにその施設に関する事項
  - 十二 その他必要な事項
- 2 組長は、前項に規定する事項を行うとともに、組内に於ける門徒講の連絡指導に当り、その維持発展に努めなければならない。

(組長の願記手数料徴収など)

第19条 組長は、前条第1項第4号に定める諸願記等に対して、手数料を徴収することができる。

2 前項の規定による手数料の種別及び金額については、第7条の2第2項の規定を準用する。この場合において、「5割」とあるのは「2割」と読み替えるものとする。

(組賦課金など)

第20条 組長は、次の各号に掲げる事項については、予め組会の議決及び教務所長の承認を得て、これを決定する。

- 一 他組との共同事業及び組の重要な事業に関する事項
  - 二 組の賦課金に関する事項
- 2 第8条第2項から第4項までの規定は、組の賦課金について準用する。この場合において、「教区」とあるのは「組」と、「区令」とあるのは「組会の議決」と、「総局」とあるのは「教務所長」と読み替えるものとする。

(教務所長への報告事項)

第21条 組長は、次の各号に掲げる事項については、速やかに教務所長に報告しなければならない。

- 一 組会及び組協議会の議事の概要並びに議決した事項
  - 二 組会議員及び教区会議員に関する事項
  - 三 教務所長の要請に対する処置
  - 四 その他必要な事項
- 2 組長は、総局の要請に対する処置及び特に報告の必要があると認める事項は、速やかに総局に報

告しなければならない。

(副組長の任免)

第22条 副組長は、組内一般寺院又は非法人寺院に所属する僧侶の中から、組長が推薦し、総局が、これを任免する。

2 副組長は、組長を助けて、組内の事務を処理する。

3 副組長は、組長に事故があるときは、その職務を代行する。但し、2人以上の副組長がある場合には、組長が指名したものがあたる。

(副組長の退任)

第23条 副組長は、組長が欠けたときは、退職しなければならない。但し、後任の組長が決定するまで、その職務を代理するものとする。

2 組長及び副組長が共に欠けたとき又は事故があるときは、教務所長は、速やかに臨時に組長代理を任命しなければならない。

3 組長が欠けた場合、副組長又は臨時の組長代理は、組長の職務を代理した日から2か月以内に、組長選挙を行わなければならない。

(書記)

第24条 組事務所には、必要によって、書記を置くことができる。

2 書記は、上職の指揮監督を受けて、所務に従事する。

第4章 補則

(宗達への委任)

第25条 この宗則の施行について必要な事項は、宗達で定める。

附 則

1 本宗則は、発布の日から、これを施行する。

2 本宗則施行の際現に存する教区長は、これを本宗則による教務所長とし、その任期は、これを通算する。

附 則 (昭和25・3・15—宗則153号)

1 この宗則は、昭和25年4月1日から、これを施行する。

2 この宗則の施行に伴い、新たに備後教区に編入される各組の教区会議員、組会議員、組協議員、組長、副組長及び組事務所は、それぞれ備後教区に属する当該のものとみなす。

3 この宗則の施行に伴い、新たに備後教区に編入される各組の僧侶宗会議員選挙人名簿は、これを第21選挙区に属するものとする。

附 則 (昭和26・3・15—宗則188号)

1 この宗則は、発布の日から施行する。

2 この宗則施行の際、現に存する組でその寺院数が15箇寺未満のものは、第3条第2項の規定にかかるらず、これを組とみなす。

附 則 (昭和27・4・1—宗則34号)

1 この宗則は、発布の日から施行する。

2 この宗則施行の際現に組長たる者の任期については、従前の規定により、従前就任の日から起算する。

附 則 (昭和28・2・16—宗則15号)

1 この宗則は、昭和28年4月1日から施行する。

2 この宗則施行の際現に教務所長及び職員たるものは、この宗則による教務所長及び職員とみなす。但し、事務員名簿及び法務員名簿に登録されていない教務所長及び録事以上の職にあるものが、この宗則施行の日から1年以内に当該名簿に登録されないときは、その期間の満了した翌日において、それぞれ当該の職の事務取扱となるものとする。

附 則（昭和32・3・23—宗則4号）

- 1 この宗則は、発布の日から施行する。
- 2 この宗則施行の際現に組長たる者及びこの宗則施行以後に任命される組長の任期は、昭和35年10月31日をもって満了する。但し、当該期限までに任期の満了する組長については、改選するものとする。

附 則（昭和43・3・5—宗則9号）

この宗則は、発布の日から施行する。ただし、昭和42年度及び昭和43年度の教区賦課金について第8条の変更規定によりがたい場合においては、なお、従前の規定によることができる。

附 則（昭和45・3・5—宗則6号）

- 1 この宗則は、発布の日から施行する。
- 2 教区及び組の賦課金の賦課基準については、昭和46年度まで、なお、従前の例によることができる。

附 則（昭和51・3・20—宗則5号）

この宗則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、旧規定による教化委員および財務委員は、なお、この宗則施行の日から2年間は存続することができる。

附 則（昭和55・2・15—宗則3号）

この宗則は、発布の日から施行する。ただし、第6条第3項の規定による教務所長の給与資金は、昭和55年度分から交付する。

附 則（平成元・3・1—宗則5号）

この宗則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4・11・2—宗則8号）

- 1 この宗則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この宗則施行により、平成4年度の決算監査を行うための監査委員は、あらかじめ、この宗則施行以前に教務所長が教区会の議を経て、選任することができる。
- 3 この宗則施行により、平成5年4月1日以後に任命される監査委員の任期に限り、平成6年3月31日までとする。
- 4 教区会規程（昭和24年宗則第103号）の一部を次のように変更する。

〔次のように〕 略

- 5 総局部門職制規程（平成4年宗則第3号）の一部を次のように変更する。

〔次のように〕 略

附 則（平成5・3・5—宗則3号）

- 1 この宗則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 教務所長の退職資金は、この宗則施行後に退職した教務所長について給付するものとし、その在職期間については、この宗則施行以前の期間を通算する。

附 則（平成15・3・3—宗則9号）

- 1 この宗則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この宗則施行の際現に廃止される基幹運動推進委員会設置規程（昭和61年宗則第2号）による連区の事務などは、この宗則による連区が引き継ぐものとする。
- 3 この宗則施行の際現に規定される各条文の見出しへ、「（省略）」とする。

附 則（平成15・11・11—宗則17号）

- 1 この宗則は、発布の日から施行する。
- 2 本則第22条の2の規定による副組長任免の特例は、これを東京教区のみに適用するものとする。

附 則（平成19・2・28—宗則12号）

この宗則は、発布の日から施行する。

附 則（平成24・2・10—宗則37号）

この宗則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28・3・25—宗則2号）

この宗則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4・2・22—宗則2号）

1 この宗則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この宗則施行の際現に贊事、主事、録事及び書記たる者は、この宗則による事務職員とみなす。

但し、事務員資格試験及び法務員資格試験に合格していない教師又は事務員資格試験に合格していない教師でない僧侶、寺族若しくは門徒は、この宗則による事務職員取扱とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、総局は、あらかじめ必要な準備措置を講じができるものとする。

附 則（令和4・3・30—宗則13号）

この宗則は、発布の日から施行する。

別表

北海道教区	北海道
東北教区	宮城県、岩手県、山形県、福島県、青森県及び秋田県
東京教区	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県及び静岡県
長野教区	長野県
国府教区	新潟県の内、上越市、柏崎市、新井市、糸魚川市、東頸城郡、中頸城郡、西頸城郡及び刈羽郡
新潟教区	新潟県（国府教区に属する区域を除く。）
富山教区	富山县の内、富山市の一部の区域、黒部市、魚津市、滑川市、婦負郡、上新川郡、中新川郡及び下新川郡
高岡教区	富山县（富山教区に属する区域を除く。）
石川教区	石川県
福井教区	福井県
岐阜教区	岐阜県
東海教区	三重県及び愛知県
滋賀教区	滋賀県
京都教区	京都府
奈良教区	奈良県
大阪教区	大阪府
和歌山教区	和歌山県
兵庫教区	兵庫県 岡山県の内、津山市、岡山市、備前市、玉野市、英田郡、和気郡、邑久郡、勝田郡、赤盤郡、真庭郡、苦田郡、久米郡、御津郡及び児島郡
山陰教区	島根県及び鳥取県
四州教区	徳島県、愛媛県、香川県及び高知県
備後教区	岡山県（兵庫教区に属する区域を除く。） 広島県の内、尾道市、因島市、福山市、三原市の一部の区域、府中市、三次市の一部の区域、庄原市、御調郡の一部の地域、賀茂郡の一部の区域、世羅郡、沼隈郡、深安郡、芦品郡、神石郡、甲奴郡、双三郡及び比婆郡
安芸教区	広島県（備後教区に属する区域を除く。）
山口教区	山口県
北豊教区	福岡県の内、北九州市の一部の区域、田川市、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡及び田川郡
福岡教区	福岡県（北豊教区に属する区域を除く。）
大分教区	大分県
佐賀教区	佐賀県
長崎教区	長崎県
熊本教区	熊本県
宮崎教区	宮崎県
鹿児島教区	鹿児島県

# 教区会規程

昭和 24 年 3 月 24 日—宗則第 103 号	
改正 昭和 25 —宗則	154
昭和 26 —宗則	189
昭和 27 —宗則	33
昭和 30 —宗則	4
昭和 31 —宗則	16
昭和 32 —宗則	5
昭和 57 —宗則	7
昭和 60 —宗則	3
平成 4 —宗則	8 (附 4)
平成 17 —宗則	7 (附 7)
平成 19 —宗則	11
平成 24 —宗則	34
平成 27 —宗則	12 (附 2)

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 11 条）
- 第 2 章 議長及び副議長（第 12 条—第 15 条）
- 第 3 章 教区会の職務権限（第 16 条—第 19 条）
- 第 4 章 会議（第 20 条）
- 第 5 章 退職、辞職、請暇、紀律及び懲罰（第 21 条）
- 第 6 章 常備会（第 22 条—第 31 条）
- 第 7 章 教区会議員選挙（第 32 条—第 50 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

第 1 条 教区会は、各同数の僧侶及び門徒の教区会議員（以下「議員」という。）で、これを組織する。

第 2 条 議員の任期は、4 年とし、総選挙の日から起算する。但し、教区会の開会中は、任期が終つても、閉会まで在任する。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 組画の変更のため、新たに選挙された議員の任期は、総選挙により選挙された議員の任期満了の日までとする。

第 3 条 教区会は、毎年 1 回、教務所長が招集する。

2 前項の定期教区会招集の告示は、招集の期日及び場所を決めて、おそらくとも 15 日前までに、発布しなければならない。

第 4 条 教務所長は、必要がある場合に、臨時教区会の招集を決定することができる。

2 教務所長は、議員の半数以上の要求があるときは、臨時教区会の招集を決定しなければならない。

3 臨時教区会招集の告示は、招集の期日、場所及び会期を決めて、招集を決定した日から速やかに、これを発布しなければならない。

第 5 条 教区会の会期は、10 日以内とし、招集の日から起算する。但し、必要がある場合は、教区会と教務所長との協議によって、5 日以内を限り、これを延長することができる。

第 6 条 議員は、教区会の招集があった場合、指定された日時に、指定された場所に、集会しなければならない。

第 7 条 教区会は、招集の日又はその翌日開会しなければならない。

第 8 条 教区会の議長及び副議長の選挙は、教区会の開会に先立って、これを行わなければならない。

2 前項の選挙に関する事項は、教務所長の命ずる教務所の職員が行う。

第9条 教区会の閉会は、議長が、議事の全部が終了したと認めたとき、教務所長の同意を得て、これを行う。

第10条 教区会の休会は、議長が5日以内を限って、これを宣することができる。

2 休会の期間は、これを会期に算入する。

第11条 教区会は、会議その他手続等に関する内部規則を定めることができる。

## 第2章 議長及び副議長

第12条 議長及び副議長は、各1人とし、任期は、議員として在職する期間とする。

2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 議長が故障のあるときは、副議長が議長の職務を代理する。

2 議長も副議長もともに故障があるときは、仮議長を選挙しなければならない。

第14条 議長は、教区会の秩序を維持し、議事を整理し、外部に対して教区会を代表する。

第15条 議長は、議事録を作製し、議事の顛末及び出席議員の氏名を記載して、教区会の指名した議員2人とともに、これに署名しなければならない。

## 第3章 教区会の職務権限

第16条 教区会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- 一 区令の制定
- 二 教区の予算及び決算
- 三 教区内から教区会へ提出した請願の採否
- 四 その他教務所長から、提出した議案
- 五 前各号のほか、他の法規によって教区会の職務権限に属する事項

第17条 区令案は、3人以上の議員（提案者及び賛成者の合計）の賛成がなければ発議することができない。

第18条 区令案は、教区会が議決したとき区令となる。

2 前項の区令は、教務所長は、おそらくとも15日以内に、これを発布しなければならない。

第19条 教区会は、教区に於ける教学の振興その他の宗務について、決議することができる。

2 前項の決議案は、議員3人以上の賛成がなければ、発議することができない。

## 第4章 会議

第20条 会議に関する事項については、宗会規程（平成24年宗則第19号）第6章の規定を準用する。

## 第5章 退職、辞職、請暇、紀律及び懲罰

第21条 宗会規程第10章から第12章までの規定は、これを教区会に準用する。

## 第6章 常備会

第22条 常備会は、会長1人と4人以上10人以内の常備会員（以下「会員」という。）で組織する。

2 会員の定員及び僧侶の会員と門徒の会員の比率は、教区会で決める。

第23条 会長は、議長が、これに当る。

2 会長が欠けたとき、又は事故があるときは、副議長が、その職務を代理する。

3 会員は、議員のうちから選挙されたものが、これに当る。

第24条 教区会は、会員と同数の補充員を議員の中から、選挙しなければならない。

2 会員に欠員のできたときは、区令で定める方法によって、補充員のうちから欠員を補う。

第25条 会員の任期は、その選挙の行われた日から、次回の定期教区会招集の日の前日までとする。

第26条 会員及び補充員の選挙は、議長が、教区会に諮った上で、議長の指名に代えることができる。

第27条 常備会は、定期又は臨時の教区会の招集が、天災その他止むを得ない事情のために困難で

あり、而も緊急の必要があるとき、教区会の職務権限を行う。

第28条 常備会は、前条の外、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 教区会の議決を経て委任された事項
- 二 教区内の和解調停に関する事項
- 三 重要な事項に関し教務所長から諮問された事項
- 四 監査委員選任に関する同意事項

第29条 常備会は、教務所長が議案を決めて、これを招集する。

2 常備会員は、他の会員2人以上の賛成があれば、議案を提出することができる。

第30条 常備会の議決した事項は、次の教区会に報告し、その承認を得なければならない。

2 前項の場合、次の教区会に於いて承認を得なかつたときは、その処置は、将来に対して効力を失う。

第31条 常備会は、会長及び常備会員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 常備会の議事は、出席者の過半数で決める。

3 可否が同数のときは、会長が決める。

## 第7章 教区会議員選挙

第32条 議員は、組内の寺院（所在の直轄寺院及び直属寺院を含む。）又は非法人寺院に所属する僧侶及び門徒のうちから、各1人を組会で選挙する。

第33条 前条の選挙は、単記無記名で出席した組会議員全員が先ず僧侶の教区会議員を選挙して、その当選人を決定した後同様の方法で門徒の教区会議員を選挙する。

第34条 選挙に関する事項は、組長が掌理する。

2 組長は、組事務所の職員のうちから係員を任免する。

3 組長は、選挙の開始とその終了を宣言する。

4 組長が、選挙開始の宣言をした後は、その終了の宣言をするまで、選挙に關係する職員の外、何人も選挙場に入出することができない。

第35条 投票は、選挙ごとに、1人1票とし、選挙しようとするもの1人の氏名を所定の投票用紙に自書しなければならない。

2 投票用紙は、別記の様式によって、組長が作製し、組長印を捺印しなければならない。

第36条 投票が全部終ったときは、組長は、組会議員の中から、2人の立会人を選び、その立会の下に、直ちに係員に投票数の点検をさせる。

2 前項の点検の結果、投票数が、選挙場の出席中の議員数を超えたときは、直ちに再投票を行わなければならない。

第37条 投票数の点検が終ったときは、組長は、前条の立会人とともに、選挙された各人の得票数を計算し、出席議員の2分の1以上の得票数のあるものを当選人とする。

2 何人も前項に定めた得票数に達しなかつたときは、得票数の多いものから順次2人をとり、再選挙を行つて、上位得票者を当選人とする。

3 前2項の場合に於いて、得票数が等しいときは、年齢の多いものを先順位とする。

第38条 当選人が決まったときは、組長は、直ちに当選人に当選の諾否を照会しなければならない。

2 当選人が前項の照会を受けた日から、5日以内に承諾の通知をしないときは、当選を辞退したものとみなす。

第39条 第37条第1項の当選人がその当選を辞退したときは、得票数の多いものから順次2人をとり、再選挙を行つて、上位得票者を当選人とする。

2 第37条第2項又は前項の当選人が、その当選を辞退したときは、次点のものを繰り上げて当選人とする。

3 前2項の場合に於いて、順位の決定については、第37条第3項の規定を準用する。

第40条 前条第2項の当選人が、その当選を辞退したとき及び第37条第2項又は前条第1項に規定する2人を得られないときは、前各条の規定によって、当選人を得られるまで選挙を行う。

第41条 投票の効力について疑義があるときは、組長が、選挙立会人にはかつてこれを決める。

第42条 次の各号に該当する投票は、無効とする。

- 一 定められた投票用紙を用いないもの
- 二 被選挙人の氏名を、自書しないもの
- 三 被選挙人の氏名以外の他事を記載したもの
- 四 何人を選挙したか判明しないもの

第43条 組長は、当選人がその当選を承諾したときは、直ちに、その本人に当選状を交付し、教務所長に報告しなければならない。

第44条 組長は、次の各号に掲げる事項を記載した選挙録を作製し、立会人とともに署名捺印の上、投票とともに保管しなければならない。

- 一 選挙の場所と日時
- 二 出席した組会議員の氏名、所属寺及び僧侶、門徒の別
- 三 投票の総数
- 四 有効と無効の各投票数
- 五 得票者の氏名とその得票数
- 六 当選人の氏名、住所、所属寺
- 七 立会人の氏名
- 八 選挙に関する組長と立会人の意見
- 九 その他必要な事項

2 組長は、前項の選挙録の副本1通を、速やかに教務所長に送達しなければならない。

第45条 議員の総選挙は、議員の任期の終った日の翌日に行う。但し、当該教区の事情により、本文に定める日に行なうことが困難なときは、議員の任期が満了する日の前30日以内に行なうことができるものとする。

2 前項但書により、議員の総選挙が議員の任期が満了する日以前に行われたときの任期は、前任者の任期が満了する日の翌日から起算する。

第46条 議員の欠員ができたときは教務所長に届出のあった日から、又は組画の変更のため新たに議員を選挙しなければならないときは教務所長が組画の変更を決定した日から、60日以内に選挙を行わなければならない。但し、議員の任期の終る最後の1年間には、選挙を行うべき事由が生じても、それが定期教区会の後であるときは、これを行わない。

第47条 選挙の期日は、おそらくとも15日前までに、教務所長が、告示でこれを定める。

第48条 組会規程（昭和24年宗則第4号）第4条に該当する者は、議員になることはできない。

2 教区会議員選挙施行の日において、前年度までの宗門の賦課金又は教区の賦課金を納付していない寺院に所属している者は、議員になることはできない。

第48条の2 議員は、宗務所、寺務所、事務所及び教務所の常勤の職員、組長及び副組長と相兼ねることはできない。

第49条 総局は、当選人の資格について、異議のあるときは、監正局に審理の請求をしなければならない。

2 当選人の資格又は選挙の効力について異議のあるものは、監正局に提訴することができる。

3 前2項の異議の申立てに関しては、宗会議員選挙規程（昭和24年宗則第119号）第1編第9章の規定を準用する。

第50条 選挙に要する費用は、組の負担とする。

## 附 則

本宗則は、昭和24年4月1日からこれを施行する。

(註 附則第2項省略)

### 附 則 (昭和32・3・23—宗則5号)

- 1 この宗則は、発布の日から施行する。
- 2 この宗則施行の際現に教区会議員たるもの任期は、昭和35年10月31日をもって満了する。

### 附 則 (昭和57・3・16—宗則7号)

この宗則は、次の教区会議員総選挙から施行する。

### 附 則 (昭和60・3・5—宗則3号)

この宗則は、発布の日から施行する。

### 附 則 (平成19・2・28—宗則11号)

この宗則は、発布の日から施行する。

### 附 則 (平成24・2・10—宗則34号)

この宗則は、平成24年4月1日から施行する。

## 組会規程

昭和24年3月20日—宗則第104号  
改正 昭和24—宗則 131  
昭和27—宗則 32  
昭和28—宗則 14 (附6)  
平成12—宗則 10  
平成19—宗則 3 (附3)  
平成24—宗則 35  
令和3—宗則 6

第1条 組会は、組内の一般寺院及び非法人寺院（所在の直轄寺院及び直属寺院を含む。以下「各寺院」という。）から、その代表として選定された僧侶及び門徒各1人の組会議員で、これを組織する。

2 組会は、組会議員2分の1以上の出席を以て成立し、議事は、出席者の過半数の賛成によって決める。

3 地勢の関係その他特別の事情のため、組会議員2分の1以上の出席を得ることができないと予測される組に限り、組長は、予め教務所長の承認を得て、組会成立の定数に拘らず、3分の1以上の出席によって開くことができる。

第2条 組会は、毎年1回組長が、これを開催する。但し、必要があるときは、2回以上開催することができる。

2 組長は、開催の日時、場所及び会期を決めて10日前までに、各寺院に通知しなければならない。但し、臨時緊急の場合は、この限りではない。

3 組長に事故があるとき又は欠けたときは、副組長が代理する。

4 組長及び副組長が共に欠けたとき又は事故があるときは、教務所長が任命する組長代理が、その職務を行う。

第3条 各寺院は、住職、住職代務、衆徒及び門徒の中から、僧侶及び門徒各1人の組会議員を選定し、毎年最初の組会が招集される日までに、これを組長に届出なければならない。但し、直轄寺院及び直属寺院にあっては、当該寺院の僧侶たる職員及び門徒のうちから選定するものとする。

2 組長は、前項の届出に基いて、組会議員名簿を作製し、翌年の最初の組会が招集される日の前日まで、これを保管しなければならない。

第4条 僧侶又は門徒で、次の各号のいずれかに該当する者は、組会議員となることができない。

一 年齢20歳未満の者

二 心身の故障によりその職務を行うに当って必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三 破産者で復権を得ていない者

四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終らない者及び執行を受けることがなくなるまでの者

2 前項の規定は、僧侶が、輕戒以上の懲戒に処せられ、その執行を終らない者及び執行を受けることがなくなるまでの者についても適用する。

3 第1項の規定は、門徒が、次の各号のいずれかに該当したときについても適用する。

一 帰敬式を受けていない者

二 罷職又は失格に処せられ決行中の者

三 欠格に処せられ、その決行を終らない者及び決行を受けることがなくなるまでの者

第5条 組会の議長及び副議長は、各1人とし、その都度出席者の互選による者が、これに当る。

第6条 組会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 教学の振興及びその実動並びに公益に関する事項
- 二 他組との協同事業及び組の重要な事業に関する事項
- 三 組の予算、決算及び賦課金に関する事項
- 四 組事務所の位置に関する事項
- 五 門徒講に関する事項
- 六 その他諸法規に定められた事項及び必要な事項

2 組会は、次の各号に掲げる選挙を行う。

- 一 組会議長及び副議長選挙
- 二 組長選挙
- 三 教区会議員選挙
- 四 組協議員選挙
- 五 その他諸法規で定められた選挙

第7条 組会に協議会を設ける。

2 協議会は、組長を会長とし、次の各号に掲げる協議員で、これを組織する。

- 一 副組長
- 二 組会で選出された組内の各寺院に所属する僧侶及び門徒。但し、直轄寺院及び直属寺院にあっては、当該寺院の僧侶たる職員及び門徒
- 3 前項第2号の定員は、組内の一般寺院及び非法人寺院数の4分の1とする。但し、端数は1人とし、4分の1で2人に達しないときは、2人とする。

第8条 協議員の任期は、2年とし、選出された日から起算する。

第9条 協議員は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 組会の議決を経て委任された事項
- 二 総局及び教務所長の指令による事項
- 三 その他組長の提案する事項

第10条 本宗則の施行に必要な事項は、宗達で定める。

#### 附 則

本宗則は、昭和24年4月1日から、これを施行する。

##### 附 則（昭和24・12・1—宗則131号）

- 1 本宗則は、発布の日から、これを施行する。
- 2 本宗則施行の際現に存する寺院代表者及び組会議員名簿は、これを本宗則による組会議員及び組会議員名簿と見做す。

##### 附 則（昭和27・4・1—宗則32号）

- 1 この宗則は、発布の日から施行する。
- 2 直属寺院の輪番又は主管は、この宗則施行後、すみやかにその直属寺院の組会議員を選任して、その直属寺院が所在する組の組長に届け出なければならない。

##### 附 則（平成12・11・11—宗則10号）

この宗則は、宗法中一部変更施行の日（平成12年11月11日）から施行する。

##### 附 則（平成24・2・10—宗則35号）

この宗則は、平成24年4月1日から施行する。

##### 附 則（令和3・3・29—宗則第6号）

この宗則は、発布の日から施行する。

## 組会規程施行条例

昭和 24 年 9 月 1 日一宗達第 76 号  
改正 平成 20 一宗達 3

第 1 条 組会議員は、住職又は住職代務と門徒総代との協議によって、これを選定し、組長に届出（別記第 1 号様式）なければならない。

2 前項の規定に拘らず、組会議員の選定については、住職又は住職代務が欠けているときは、後任の住職又は住職代務が任命されるまでの間副住職又は 寺族代表者と門徒総代との協議によって、選定することができる。

第 2 条 組会議員が死亡及び辞任その他の理由で欠けたとき又は組会規程第 4 条の各号の一に該当したとき若しくは組会議員を変更しようとするときは、当該寺院は、新たに組会議員を選定し、組長に届出（別記第 2 様式）なければならない。

2 前項の選定方法については、第 1 条の規定を準用する。

第 3 条 組長は、組会議員名簿（以下「名簿」という。別記第 3 号様式）を作製し、これを保管しなければならない。

2 組長は、第 1 条又は第 2 条の規定による届出があったときは、届出のあった組会議員について、組会規程第 4 条の各号の一に該当するか否かを調査し、該当しないものを名簿に記載しなければならない。

第 4 条 名簿に記載されていないもの及び名簿に記載されているもので組会規程第 4 条の各号の一に該当するものは、組会に出席することができない。

第 5 条 組長は、組会招集の当日、出席者が前条に該当するか否かを確め、該当するものに対しては、その出席を拒否しなければならない。

### 附 則

1 本宗達は、発布の日から、これを施行する。

2 組長選挙条例は、これを廃止する。

附 則（平成 20・3・28 一宗達 3 号）

この宗達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 願記等取扱条例

平成 11 年 3 月 15 日一宗達第 1 号  
改正 平成 18 年一宗達 3  
平成 24 年一宗達 6

### (目的)

第 1 条 寺院規程（昭和 27 年宗則第 15 号）および非法人寺院の設立等に関する宗則（平成 17 年宗則第 10 号）その他関係法規に基づき、一般寺院及び非法人寺院（以下「寺院」という。）並びに僧侶が総局に提出する申請書及び願書（以下「願記」という。）並びに届書の取り扱いについては、この宗達の定めるところによる。

### (願記等の提出)

第 2 条 寺院が、願記及び届書（以下「願記等」という。）を提出するときは、別に定めがある場合を除き、住職又は住職代務が提出者となる。

2 衆徒が願記等を提出するときは、別に定めがある場合を除き、所属する寺院の住職又は住職代務の承認を得なければならない。

### (組長の進達手続)

第 3 条 組長は、願記等が提出された場合、内容について正確に調査を行い、差し支えがないと認めたときは、別に様式を定めない限り、次に掲げる基本様式により奥書をし、速やかに教務所長を経由して総局に進達しなければならない。ただし、差し支えがあると認めたときは、奥書をしないで、別に意見書を添付して進達しなければならない。

#### 一 願記

以上差し支えありませんから奥印します。

組長 氏 名 印

#### 二 届書

以上の通り相違ありませんから奥印します。

組長 氏 名 印

2 組長は、願記を提出した寺院及び僧侶について、賦課金の納付の有無を調査しなければならない。この場合において、賦課金の滞納があるときは、願記を進達する前に納付させなければならない。

3 組長は、様式及び添付書類を定めている願記等については、これらを整備させた上で進達しなければならない。

4 組長は、願記等について必要があると認めたときは、副申書を添付して進達することができる。

### (教務所長の進達手続)

第 4 条 教務所長は、願記等を受理した場合、その書類を審査し、正当と認めたときは、これに署名押印して速やかに総局に進達しなければならない。

2 前条第 4 項の規定は、教務所長について準用する。

### (受理年月日の記載)

第 5 条 総局は、願記等に受理した年月日を記載しなければならない。

### 附 則

1 この宗達は、発布の日から施行する。

2 願記等取扱条例（昭和 22 年宗達第 9 号）は、廃止する。

附 則（平成 18・3・23 一宗達 3 号）

この宗達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24・3・23 一宗達 6 号）

1 この宗達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 総局は、前項の規定にかかわらず、この宗達の施行に必要な準備措置を講じることができるものとする。

## 冥加金規程

昭和 22 年 3 月 27 日一宗則第 37 号		
改正 昭和 23 — 宗則 69	昭和 24 — 宗則 107	
昭和 25 — 宗則 172	昭和 26 — 宗則 193	
昭和 27 — 宗則 30	昭和 27 — 宗則 39	
昭和 28 — 宗則 17	昭和 29 — 宗則 11	
昭和 30 — 宗則 13	昭和 31 — 宗則 13	
昭和 32 — 宗則 11	昭和 33 — 宗則 6	
昭和 34 — 宗則 2	昭和 35 — 宗則 15	
昭和 37 — 宗則 8	昭和 42 — 宗則 3	
昭和 45 — 宗則 15	昭和 46 — 宗則 11	
昭和 47 — 宗則 12	昭和 48 — 宗則 12	
昭和 49 — 宗則 11	昭和 54 — 宗則 6	
昭和 56 — 宗則 7	昭和 58 — 宗則 6	
平成 3 — 宗則 3	平成 7 — 宗則 6	
平成 9 — 宗則 5	平成 13 — 宗則 12 (附 2)	
平成 14 — 宗則 9	平成 17 — 宗則 10 (附 2)	
平成 18 — 宗則 3	平成 23 — 宗則 4 (附 3)	
平成 24 — 宗則 31	平成 30 — 宗則 4 (附 3)	
平成 31 — 宗則 4		

- 1 寅加金の種別及びその金額は別表で定める。但し、総局は、2年ごとに定期的に見直しを行うものとする。
- 2 特に止むを得ない事情のため、別表に定める寅加金の納付が困難な寺院及び僧侶に対して、宗達の定めるところにより、寅加金を減額し、及び免除することができる。

### 附 則

本宗則は、昭和 22 年 4 月 1 日から、これを施行する。

附 則 (昭和 49・2・22 — 宗則 11 号)

この宗則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 54・3・13 — 宗則 6 号)

この宗則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 56・3・21 — 宗則 7 号)

この宗則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58・3・14 — 宗則 6 号)

この宗則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3・3・4 — 宗則 3 号)

この宗則は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7・3・6 — 宗則 6 号)

この宗則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9・2・26 — 宗則 5 号)

この宗則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14・11・14 — 宗則 9 号)

この宗則は、発布の日から施行する。

附 則 (平成 18・3・6 — 宗則 3 号)

この宗則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24・2・10 — 宗則 31 号)

この宗則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31・2・22 — 宗則 4 号)

この宗則は、2020年4月1日から施行する。但し、第1項及び第4項の規定並びに第2項、第3項第5項及び第6項中教師授与申請の資格付与に関する変更規定は、2021年4月1日から施行する。

別表

種 別	金 額	備 考
寺院設立承認申請冥加	20万円	
非法人寺院設立承認申請冥加	5万円	
寺則変更承認申請冥加	2万5千円	
非法人寺院規則変更承認申請冥加	1万2千円	
寺院解散承認申請冥加	5万5千円	
非法人寺院廃止承認申請冥加	3万円	
寺院移転承認申請冥加	3万円	
非法人寺院移転承認申請冥加	2万5千円	
寺院合併承認申請冥加	5万5千円	
非法人寺院合併承認申請冥加	3万円	
帰俗許可申請冥加	2万5千円	
所属寺転換申請冥加	2万5千円	
住職就任申請冥加	15万円。但し、寺院規程(昭和27年宗則第15号)第10条の規定に基づく申請の場合は、7万円とし、再任の場合を除く。	
住職代務任命申請冥加	2万円	再任の場合を除く。
非法人寺院住職任命申請冥加	2万5千円	
非法人寺院住職代務任命申請冥加	1万2千円	

副住職任命申請冥加	7万円	
代表役員任命申請冥加	7万円	再任の場合を除く。
代表役員以外の責任役員任命申請冥加	1万2千円	再任の場合を除く。
代表役員代務者任命申請冥加	1万5千円	再任の場合を除く。
責任役員代務者任命申請冥加	1万2千円	再任の場合を除く。
改名許可申請冥加	1万2千円	
教士授与申請冥加	5万円	
教師授与申請冥加	5万円	
布教使任用申請冥加	6万円	
開教使任用申請冥加	3万円	
輔導使任用申請冥加	1万2千円	
寺院所有財産処分承認申請冥加	売却価格の100分の2。但し、その算出額が5万円未満のときは、5万円。	
他派からの転入承認申請冥加	養子縁組または婚姻の場合は、5万円とし、その他の場合は、15万円。	宗派と被包括関係設定に伴う転入のときは、適用しない。
他派への転属承認申請冥加	10万円	
管理職任用資格試験合格者認定申請冥加	6万円	
宗務員資格試験合格者認定申請冥加	10万円	
学階授与申請冥加	司 教	22万円
	輔 教	6万円
	助 教	3万円
	得 業	2万5千円
司教論文審査申請冥加	20万円	

各種試験冥加	得度考査	1万5千円	
	教師教修出願資格試験 1科目	6千円	
	巡讚試験	1万5千円	
	管理職任用資格試験	3万円	
	事務員資格試験及び法務員資格試験	1万2千円	
	特別法務員資格試験	2万円	
	輔教の予試	2万5千円	
	助教及び得業の予試	1万5千円	
	学階試験の本試	2万5千円	
	学階試験の殿試	受験 2万5千円	
		受講 1万5千円	
学階の予試及び本試の免除冥加		1万5千円	
類聚申請冥加	寺班変更	2万5千円	
	僧班変更	2万5千円	
	寺班継承	2万5千円	
住職、教師その他の辞令並びに各種合格証及び証明書再交附申請冥加		1万5千円	
その他の願記等取扱冥加		8千円	

# 宗務員規程（抜粋）

平成24年2月10日—宗則第25号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この宗則は、宗法第7章及び宗規第3章の規定に基づく宗門の宗務に従事する者（以下「宗務員」という。）について、共通の服務その他に関する基本的事項を定めることを目的とする。

2 宗務員は、特に定める場合を除き、すべてこの宗則の規定に従って、その任務を遂行しなければならない。

### (宗務員の本分)

第2条 宗務は、すべて如来の大悲をひろめ伝えるための公務である。

2 宗務員は、真実の信仰の喜びに燃えて、広大な仏恩に報謝する心から、大悲伝化の本分を全うするとともに、本山本願寺の永世護持に努めなければならない。

### (宗務員の種別)

第3条 宗務員は、第1種宗務員、第2種宗務員及び第3種宗務員とする。

4 第3種宗務員は、次の各号に掲げる者とする。

一 組長及び副組長

二 布教使及び輔導使

※三号以下略

### (宗務員等級)

第7条 宗務の統制を図り、宗務員の秩序を保持するため、宗務員に、次の各号に掲げる等級を設ける。

一 特 授 1等から3等まで

二 親 授 1等から4等まで

三 禀 授 1等から5等まで

四 例 授 1等から3等まで

## 第2章 服務

### (宗務員の遵守事項)

第9条 宗務員は、常に第2条に定める本分を自覚し、品位を重んじ、礼儀を正しくするとともに、職務に関すると否とを問わず、その信用を失うような行為があつてはならない。

### (守秘義務)

第10条 宗務員は、職務上知り得た秘密を漏らすことができない。退職の後も同様とする。

### (批議言説の公表禁止)

第12条 宗務員は、宗務に関する事項について、濫りにこれを批議する言説を公表することができない。

## 附 則

1 この宗則は、平成24年4月1日から施行する。

※附則以下略

## 宗務員冥加金規程（抜粋）

昭和 30 年 3 月 25 日—宗則第 14 号

（納付額）

第 1 条 宗務員は、毎年 4 月 1 日現在により、左の区分に基いて、冥加金を納付しなければならない。

特 授	1 万 5 千円
親 授	6 千円
稟 授	4 千円
例 授	2 千円

2 宗務員で年齢 75 歳以上のもの及び組長または副組長で在職中のものは、冥加金を免除する。

### 附 則

この宗則は、昭和 30 年 4 月 1 日から施行する。

※附則以下略

## 法規通則（抜粋）

昭和 27 年 3 月 25 日—宗則第 1 号

（宗報）

第 21 条 法規、消息、宗告、布告及び告示の発布は、宗報に掲載して行う。但し、消息は、宗門一般に対するものを除き、当該者等に送達することをもって宗報の掲載に代える。

2 組長は、宗報を受領したときは、組事務所に 15 日以上掲示するものとする。

### 附 則

この宗則は、発布の日から施行する。

## 賦課金規程（抜粋）

平成 17 年 5 月 26 日—宗則第 7 号

### 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 宗規第 55 条の規定に基づく賦課金の種類、賦課率及び金額、並びに賦課金の納付手続などに関する基本的な事項については、この宗則の定めるところによる。

（賦課金納付の義務）

第 2 条 宗門に包括される寺院、僧侶及び門徒は、賦課金を納付する義務を負うことから、宗門の安定的な財政基盤の確保に努めなければならない。

### 第 3 章 納付手続など

（納付期間）

第 19 条 普通賦課金は、毎年度、6 月 1 日から 7 月 31 日までに、納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、賦課金の納付が困難なときは、当該年度内に、納付することができる

ものとする。

(賦課金納付の奨励)

第21条 総局は、第19条第1項に規定する期間内に、賦課金が納付されるよう奨励措置を講じなければならない。

2 各寺院が所在する教区の教務所長及び組長は、常に賦課金が完納されるよう奨励するものとする。

(願記の不受理)

第24条 賦課金を滞納している者の願記は、これを受理しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この宗則は、発布の日から施行する。

※附則以下略



## 組長事務必携

発行 2024(令和6)年6月

編集発行 寺院活動支援部 <連区・教区・組担当>

